

第 6 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和7年3月14日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第6回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和7年3月14日（金曜日）

午前10時3分開議

午後0時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 令和7年度熊本県一般会計予算

議案第37号 令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

議案第41号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第42号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第48号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

議案第49号 令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議案第53号 令和7年度熊本県電気事業会計予算

議案第54号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算

議案第55号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計予算

議案第70号 熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 財産の処分について

議案第86号 熊本県産業成長ビジョンの改定について

議案第89号 権利の放棄について

議案第90号 訴えの提起について

請第25号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

請第26号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

委員会提出議案 地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県地下水保全推進本部(地下水保全の取組)について

②有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)調査について

③第6次熊本県食の安全安心推進計画の策定について

④「熊本県人権教育・啓発基本計画」の第5次改定について

⑤「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」の策定について

⑥新規工業用水道事業の進捗状況について

令和6年度経済環境常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 西山 宗孝

副委員長 城戸 淳

委員 城下 広作

委員 鎌田 聡

委員 吉永 和世

委員 高木 健次

委員 河津 修司

委員 立山 大二朗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原 雅之
政策審議監 清田 克弘
環境局長 鈴 和幸
県民生活局長 中川 博文
環境政策課長 木原 徹
水俣病保健課長 山本 智勇
水俣病審査課長 佐藤 豊
首席審議員
兼環境立県推進課長 原田 義隆
政策監 若杉 誠
環境保全課長 廣畑 昌章
首席審議員
兼自然保護課長 蓑田 公彦
循環社会推進課長 村岡 俊彦
くらしの安全推進課長 岸森 法夫
消費生活課長 三角 登志美
男女参画・協働推進課長 板橋 麻里
人権同和政策課長 早田 吉秀

商工労働部

部長 上田 哲也
政策審議監
兼商工雇用創生局長 佐崎 一晴
産業振興局長 野中 眞治
商工政策課長 大村 克行
商工振興金融課長 田浦 貴久
労働雇用創生課長 時田 一弘
産業支援課長 荒木 貴志
エネルギー政策課長 吉澤 和宏
企業立地課長 山田 純子
販路拡大ビジネス課長 宮崎 公一

観光文化部

部長 倉光 麻里子
政策審議監 脇 俊也
観光文化政策課長 佐方 美紀
観光振興課長 浦本 雄介
スポーツ交流企画課長 永田 清道

企業局

局長 深川 元樹
総務経営課長 馬場 幸一
工務課長 福本 政洋

労働委員会事務局

局長 木村 和子
審査調整課長 守屋 芳裕

事務局職員出席者

議事課主幹 松永 築
政務調査課課長補佐 近藤 隆志

午前10時3分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第6回経済環境常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工労働部、観光文化部、企業局、労働委員会の順にお願いします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、地下水保全の取組について御説明申し上げます。

知事を本部長とする地下水保全推進本部について、今年度3回目となる本部会議を2月27日に開催いたしました。

本部会議では、地下水の量と質の課題解決に向け、地下水位のリアルタイム配信や将来予測、阿蘇地域における地下水涵養への支

援、有機フッ素化合物PFOS、PFOAの調査、規制外物質の環境モニタリングなどについて、取組状況及び来年度の取組等を報告し、意見交換を行っております。

引き続き、当本部会議を中心に、熊本の宝である地下水を確実に保全し続けるため、全力で取り組んでまいります。

なお、地下水保全推進本部につきましては、その他報告でも御説明申し上げます。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係2件、条例関係2件でございます。

委員会説明資料の1ページ、令和7年度当初予算総括表をお願いいたします。

左から2列目、本年度予算額(A)の下から3つ目、一般会計合計欄のとおり、137億8,400万円余を計上しております。

主な取組について、くまもと新時代共創総合戦略の4つの戦略の柱に沿って御説明申し上げます。

1つ目の柱「こどもたちが笑顔で育つ熊本」につきましては、小中高生を台湾へ派遣し、体験、交流を通して、グローバル人材の育成を図ります。また、若年女性の起業支援に向けた事業を実施し、多様で柔軟な働き方を提案いたします。

次に、2つ目の柱「世界に開かれた活力あふれる熊本」につきましては、豊富な自然が観光振興にもつながるよう、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園等の自然公園施設の改修を進めてまいります。

また、地域の若手狩猟者等をはじめとする有害鳥獣対策を担う人材の確保、育成や産地偽装根絶の取組など、稼げる農林水産業の実践に係る取組を進めてまいります。

さらに、市町村等と共同で、衛星画像解析技術を活用した水道管の漏水調査に取り組むなど、DXを活用した事業も推進してまいります。

次に、3つ目の柱「いつまでも続く豊かな熊本」につきましては、水資源をはじめとした環境保全の取組をさらに強化してまいります。

また、ゼロカーボン及び循環型社会の推進として、さらなる県民のゼロカーボン行動の定着促進に向けた普及啓発や環境教育等の取組を進めるとともに、省エネ設備への更新や燃料転換を促すなど、産業分野での取組やサーキュラーエコノミーへ移行するための推進、支援を進めてまいります。

このほか、多様な主体の社会参画として、性別による役割分担意識の解消を図るための啓発など、女性の社会参画の加速化に取り組めます。

また、人権教育、啓発の推進として、熊本県人権月間をはじめとした人権に関する広報啓発の充実にも取り組んでまいります。

最後に、4つ目の柱「県民の命、健康、安全・安心を守る」につきましては、消費者被害の早期救済、未然防止のため、消費者行政の充実強化を図るとともに、交通安全意識の普及啓発の促進や犯罪被害者支援など、県民の生活を守り、安全、安心で住みよい暮らしの実現に取り組んでまいります。

また、水俣病問題への対応につきましては、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、進行中の裁判や行政不服審査にも適切に対応してまいります。

さらに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々や御家族の希望を丁寧に酌み取りながら、日常生活の支援等にも引き続き取り組んでいくとともに、水俣病に関する情報、教訓を正しく発信することにより、水俣病に対する理解を促進してまいります。

続きまして、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。

チッソ県債に係る元利償還金として、23億100万円余の予算を計上しております。

これらにより、一般会計と特別会計を合わせました環境生活部の令和7年度当初予算総額は、160億8,500万円余となります。

次に、条例関係につきましては、熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例など2件お諮りしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告事項として、熊本県地下水保全推進本部についてなど4件御報告申し上げます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計、公害対策費です。

右側の説明欄1、職員給与費は、本年1月1日現在で在籍する職員の給与を基に算定しております。

この職員給与費につきましては各課同様ですので、各所属からの説明は省略させていただきます。

次の2、公害対策促進費は、(1)から(4)に記載しております国等との連絡調整、部長秘書業務の委託、部内の政策立案、地下水保全の取組を広く周知するための広報ツール作成などに要する経費です。

3、環境立件推進費の水銀フリー推進事業は、水銀を使用しない、いわゆる水銀フリー社会の実現に向けた情報発信や水銀研究留学生の奨学金などに要する経費です。

3ページのチッソ株式会社貸付金県債償還等特別会計繰出金は、右側説明欄に記載のとおり、平成7年政治解決時の一時金県債などの元利償還に充てるため、特別会計に繰り出

すものです。

一般会計は以上でございます。

4ページをお願いします。

チッソ県債に係る特別会計です。

平成12年の閣議了解に基づく金融支援抜本策に沿って、各予算については、チッソの事業子会社、JNC単体の今年度の決算見込額を経常利益18億円とし、チッソからの返済可能額が来年度も0円となる想定で算定しております。

まず、1段目と2段目は、患者県債の元金及び利子の償還に要する経費、3段目と4段目は、平成7年政治解決時の一時金県債の元金及び利子の償還に要する経費です。

最下段の特別貸付金は、チッソからの返済が不足する額の一部について特別県債を発行し、チッソに貸し付けるものです。

5ページの1段目と2段目は、特別県債の元金及び利子の償還に要する経費、3段目と4段目は、平成22年水俣病特措法による救済時の一時金県債の元金及び利子の償還に要する経費です。

環境政策課は以上でございます。

○山本水俣病保健課長 水俣病保健課です。

6ページをお願いいたします。

2段目、公害保健費、右側説明欄1、公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市などが行う情報発信の取組に対する補助です。

(2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病犠牲者慰霊式やもやい直しなどの取組に対する補助です。

2、水俣病患者保健福祉事業費は、水俣病認定患者の御家族を看護師が訪問し、療養指導を行うものです。

下の3、水俣病総合対策事業費、(1)胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、家事援助や外出支援など、胎児性患者等の日常生活や社会参加への支援などに要する

経費です。

(2)水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病被害者手帳を所持する方の療養費の支給などに要する経費です。

(3)水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業は、水俣病患者等へのリハビリテーション実施に対する補助です。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

8ページをお願いします。

2段目の公害保健費の説明欄1、公害被害者救済対策費ですが、(1)は、認定審査会の運営に要する経費、(2)は、認定審査の前提となる疫学調査や検診に要する経費、(3)は、訴訟や行政不服審査に対応するための経費でございます。

次に、2、水俣病総合対策事業費ですが、(1)の治療研究事業は、水俣病の認定申請後1年を経過した方等で一定の要件を満たす方に対しまして、認定または決定までの間、医療費等を支給する事業でございます。

9ページの(2)水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業は、熊本大学と水俣・芦北地域等の医療機関をネットワークで結び、大学の医師から専門的な助言や指導等を受けられるようにする事業でございます。

水俣病審査課は以上です。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

10ページをお願いします。

2段目の計画調査費の右側説明欄、地下水保全対策費の(1)地下水保全条例円滑施行事業は、条例に基づく地下水採取の許可手続等の運用等、地下水を保全していくために必要な経費です。

次に、(2)、新規の阿蘇グリーンインフラモデル形成支援事業は、阿蘇地域の地下水涵養機能を維持、再生する活動を支援する仕組

みの構築に要する経費です。

(3)、同じく新規の水保全協働推進事業は、地下水涵養対策や水環境教育など、行政、事業者、県民が一体となった水保全対策を行うための経費です。

11ページに移りまして、公害対策費の説明欄の1、環境保全基金積立金は、環境保全基金への預金利子の積立てです。

説明欄の2、環境政策推進費は、環境センターの維持管理や環境教育の推進、環境審議会の運営等に要する経費です。

説明欄の3、地下水保全対策費は、新規2件になります。

まず、(1)地下水位ビジュアルライズ発信事業は、リアルタイムで地下水位を確認できるシステムにより、大規模取水や開発による地下水位への影響等を見える化し、発信するものです。

(2)地下水利用の影響の最小化に向けた涵養拡大事業は、新たな涵養対策の検討及び地下水財団による涵養を支援するものです。

12ページをお願いします。

説明欄の4、環境立県推進費の(1)有明海・八代海再生推進連携事業は、有明海、八代海等の再生に向けた実証、検討や小中学生を対象とした環境出前講座の実施に要する経費です。

(2)県民ゼロカーボン行動促進事業は、県民のCO₂排出削減行動を促進するため、様々な広報媒体を活用した普及啓発や子供向けの環境教育等に活用するための教材作成に要する経費です。

(3)地球温暖化防止活動推進事業は、地球温暖化防止活動推進センターによる啓発に要する経費です。

(4)2050くまもとゼロカーボン推進事業は、初期投資ゼロモデルによる再エネ導入をはじめとした県の率先行動や事業者のCO₂排出削減の促進、バイオディーゼル燃料を用いた移動式急速充電器の整備に要する経費で

す。

(5)市町村派遣職員人件費負担金は、南関町からの派遣職員の人件費でございます。

2段目、公害規制費は、事業内容を計画調査費の中に移したため、令和7年度での計上はございません。

ちなみに、事業内容は環境教育関係でございます。

13ページをお願いします。

工業用水道事業会計等繰出金です。

説明欄の工業用水道事業会計等繰出金は、企業局の工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する繰出金です。

環境立県推進課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

14ページをお願いいたします。

まず、公害対策費でございますが、右側説明欄2の環境政策推進費を御覧ください。

環境影響評価審査費は、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントに係る審査手続に要する経費でございます。

次に、上から2段目の公害規制費でございますが、15ページをお願いいたします。

1の公害防止指導費の右側説明欄、(4)規制外物質等環境モニタリング及び水質等情報発信事業は、半導体関連企業の集積に伴う規制外物質の環境モニタリングに加え、新たに県ホームページ上において、法令に基づく水質等監視結果の調査地点、速報値や経年変化グラフについての情報発信に要する経費でございます。

次に、(5)有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)対策事業は、PFOS、PFOAの環境調査に加え、新たに飲用井戸等の衛生検査の項目へのPFOS、PFOAの追加や飲用井戸等の水質検査に対して補助を行う市町村に対する助成、保健環境科学研究所にお

ける分析体制の強化のための分析機器の購入に要する経費でございます。

次に、2の公害監視調査費でございますが、(1)大気汚染監視調査事業は、県内20か所に設置している測定局でのPM2.5や光化学オキシダントなど、大気汚染物質の常時監視等に要する経費でございます。

16ページをお願いいたします。

右側説明欄、(6)水質環境監視事業は、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視等に要する経費であり、これには河川や海域の採水分析業務の外部委託費を含んでおります。

17ページをお願いいたします。

環境整備費ですが、右側説明欄の上水道費のうち、(4)衛星画像解析技術活用漏水調査事業は、新規事業としまして、市町村等と共同で実施する衛星画像解析技術を活用した水道管の漏水調査に要する経費でございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる温対法の一部の改正を踏まえ、関係規定を整備するため、条例案を提出しております。

条例案の概要につきまして、33ページをお願いいたします。

2の改正内容でございますが、温対法の改正により、太陽光や風力等の再生可能エネルギーを利用した発電設備等の整備事業で、国や県が定める環境保全に係る基準に基づきまして市町村が設定した促進区域内で行われ、かつ、環境の保全のための取組等について市町村が認定しました認定地域脱炭素化促進事業につきましては、環境影響評価法において、4段階ある手続のうち、1段階目の配慮書手続の適用が除外され、2段階目の方法書から手続が実施されることとなっております。

す。

そのため、この認定地域脱炭素化促進事業につきましても、条例においても法と同様に、配慮書手続の適用を除外するものでございます。

なお、施行期日は、令和7年4月1日としております。

環境保全課は以上でございます。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

戻りまして、18ページをお願いいたします。

まずは、鳥獣保護費でございますが、右側説明の欄、3の(2)特定鳥獣適正管理事業は、市町村が実施します鹿の捕獲に対する助成などを行うものでございます。

(3)特定外来生物防除対策事業は、アライグマの捕獲従事者を増やすための研修や捕獲個体の回収を行う経費でございます。あわせて、市町村が実施します捕獲対策に係る費用を助成するものでございます。

19ページをお願いします。

説明の欄、(4)指定管理鳥獣捕獲等事業は、有害鳥獣捕獲が実施されにくい山間地等を対象に、県が主体となり、鹿やイノシシの捕獲事業や捕獲のための研修などを行うものでございます。

(5)銃猟・わな猟マイスター育成事業は、若手銃猟者の技術向上や中堅銃猟者の指導力を向上させるための射撃技術向上研修や捕獲実践研修の実施、わな猟免許所持者のための技術向上研修を行う経費でございます。

2段目、自然保護費でございますが、20ページをお願いいたします。

説明の欄、(3)特定外来生物スパルティナ属防除対策事業は、河口付近の干潟に生息する特定外来生物スパルティナ属の防除に要する経費でございます。

(4)生物多様性くまもと戦略推進事業は、

生物多様性の普及啓発を図るためのセミナーの開催や、希少野生動植物の生息地や自然環境保全地域の保全活動を行う経費でございます。

2段目、観光費でございますが、説明の欄、2の(1)自然公園利用事業は、県有施設及び九州自然歩道の清掃管理と天草、富岡両ビジターセンターの管理委託に要する経費でございます。

21ページをお願いいたします。

説明の欄の(4)国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、九州自然歩道や自然公園施設の整備を行う経費でございます。

(5)国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園の施設等の新設、改修等に要する経費でございます。

あわせて、阿蘇くじゅう国立公園で市町村が実施します施設整備に対する助成を計画しております。

自然保護課は以上でございます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課です。

22ページをお願いします。

2段目の環境整備費です。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、1の一般廃棄物等対策費、(1)の海岸漂着物対策推進事業は、海岸漂着物の発生抑制や回収、処理を行う市や町に助成を行うものです。

(2)の災害廃棄物処理支援事業は、災害廃棄物処理に係る市町村職員の対応能力向上及び関係機関との連携強化のため、研修会や図上訓練、連携会議等を行うものです。

次に、2の産業廃棄物対策費ですが、(2)の産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業は、マニフェストの適正使用等に関する排出事業者及び処理業者に対する指導、研修等に

要する経費です。

23ページ上段、(3)のサーキュラーエコノミー移行支援事業は、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効利用する新たな経済システムを目指すサーキュラーエコノミーを推進するため、普及啓発や相談体制構築、事業者支援などに要する経費です。

次に、3の産業廃棄物等特別対策事業費は、廃棄物処理計画策定事業として、次期廃棄物処理計画の策定に要する経費です。

最後に、4の産業廃棄物税基金積立金は、産業廃棄物税基金に基金の運用利息や令和6年度の産業廃棄物税使途事業の執行残等を積み立てるものです。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

24ページをお願いします。

下段の交通安全対策促進費のうち、2の交通事故被害者対策費は、交通事故相談所の運営等に要する経費でございます。

25ページをお願いします。

上段の諸費、社会参加活動推進費のうち、(2)の犯罪被害者等支援推進事業は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営、周知広報のほか、犯罪被害者等への見舞金制度に要する経費でございます。

下段、青少年育成費のうち、(2)のグローバルジュニアドリーム事業は、小中学生などを台湾へ派遣し、交流活動を通して、グローバルな視点を持つ青少年の育成を図るものでございます。

26ページをお願いします。

農業総務費、地域食品振興対策費のうち、(1)の食品品質表示指導事業は、食品表示法に基づく食品表示制度の普及啓発やアサリ産地偽装対策などの経費でございます。

続きまして、34ページをお願いします。

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する

条例の制定でございます。

説明につきましては35ページをお願いします。

条例改正の内容につきましては、同条例で引用しております法律が一部改正されたことに伴い、関係規定の整理を行うものでございます。

くらしの安全推進課は以上です。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

27ページ、右の説明欄をお願いします。

2の消費者行政推進費の(2)地方消費者行政推進事業は、市町村への補助等に要する経費です。

(3)消費者自立のための生活再生総合支援事業は、生活再生の支援が必要な方に対する支援に要する経費です。

(4)の食品ロス削減推進事業は、県内の食品ロス削減を図るための広報啓発や消費者教育コーディネーター配置等、消費者教育に要する経費です。

28ページをお願いします。

3、消費生活センター費は、県消費生活センターの相談、啓発に要する経費です。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

29ページをお願いいたします。

2段目、説明欄の社会参加活動推進費は、NPO法人等への活動支援や認証等に要する経費です。

3段目、説明欄2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアの管理運営事業として、指定管理委託料、施設の維持管理費等の経費です。

3の男女共同参画推進事業費は、県の男女共同参画計画に基づき、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社

会の実現に向け、総合的、計画的に進める事業費ですが、主な事業として、(1)男女共同参画社会形成促進事業は、次期第6次の男女共同参画計画策定等に要する経費です。

30ページをお願いいたします。

(3)のくまもとの女性活躍促進事業は、女性の社会参画を加速化させるため、国の交付金を活用して、各種取組に要する経費です。

その中で、今回、新たな事業としては、若年女性の起業支援事業に取り組むこととしております。

若い女性が将来のライフスタイルを描き、キャリアの継続を実現する上で、企業が選択肢の一つとなるよう、講座や伴走型の支援を実施するものです。

男女参画・協働推進課は以上です。

○早田人権同和政策課長 人権同和政策課です。

31ページをお願いします。

上段、諸費です。

説明欄の人権啓発推進費の主な事業として、(1)と(2)の事業で、人権啓発活動に関する法務省の委託事業となります。(1)は市町村分、(2)は当課実施分です。

下段の社会福祉総務費です。

説明欄の2、地方改善事業費の(1)は、市町村が設置、運営する隣保館事業を支援する経費、(2)は、行政や関係団体等と連携した啓発活動に関する経費です。

人権同和政策課は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

まず、上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

議案等の説明に先立ちまして、県内の景

気、雇用情勢、当部の最近の動きにつきまして、概略を申し上げます。

初めに、3月6日に公表されました日銀の金融経済概観では、個人消費の緩やかな回復や生成AIの需要拡大に伴います高性能な半導体製造装置の需要増などから、「熊本県内の景気は、回復している」と、昨年4月以降11か月連続で判断が据え置かれています。

また、1月の本県の有効求人倍率は1.21倍と、引き続き人手不足が続いておりまして、今後も状況を注視してまいりたいと思っております。

次に、最近の動きについてでございます。

令和6年度の企業誘致の状況につきまして、本日時点で立地協定件数は44件に上り、そのうち半導体関連企業は14件と、企業進出が相次いでおります。

また、2月20日、21日には、先生方にもおいでいただいたと思いますが、半導体関連を中心とした企業進出等により活気づきます本県の姿を広く国内外に発信するため、昨年度に引き続きまして、くまもと産業復興エキスポを開催いたしました。

県内外、台湾、さらにはマレーシアから273の企業、団体に御出展いただいて、来場者は、県内の高校生約2,600人を含めまして、前回を超えます約1万1,000人となりました。

非常に多くの方に御来場いただき、県内産業の情報発信や出展企業、団体の交流、そして、将来の産業人材の育成、確保につながる成果が得られたと感じております。

また、エキスポの開催期間中に、県内に拠点を持ちます約40の企業と団体が、くまもと半導体グリーンイノベーション協議会を設立されました。この協議会が目指します「半導体技術の進化により、持続可能な産業の発展と安心安全で豊かな社会」を実現するため、本県としてもしっかりとサポートしてまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

資料の36ページをお願いいたします。

令和7年度当初予算は、左から2列目、本年度予算額の(A)の下から3段目にございますとおり、総額で638億8,000万円余の予算を計上しております。

主な取組について、くまもと新時代共創総合戦略の柱に沿って御説明いたします。

まず、「こどもたちが笑顔で育つ熊本」の取組として、子育て世代の女性に対し、自分のライフスタイルに合った県内での就労に向けた支援を行います。

次に、「世界に開かれた活力あふれる熊本」の取組として、若者の県内就労を進めるための取組や外国人材の確保、受入れに対する支援を行います。

また、TSMC進出の経済波及効果の最大化に向けて、半導体サプライチェーン参入の支援や、中小企業の稼ぐ力を強化するため、企業のDX、GX等の取組を推進してまいります。

また、県南地域への企業誘致の促進等にも引き続き取り組んでまいります。

最後に、「いつまでも続く豊かな熊本」の取組として、阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリア創造のため、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでまいります。

そのほか、債務負担行為の設定を7件、権利の放棄や条例改正等の議案を6件提案しております。

また、その他報告としまして、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンの策定について御報告いたします。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきまして、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○大村商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の37ページをお願いします。

1段目の計画調査費の説明欄1、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、若者の県内就職を後押しするため、県内企業と県が連携して、奨学金返還などの支援を行う経費です。

その下、2、奨学金返還支援基金積立金は、1の奨学金返還支援を10年間にわたって支援することとしていることから、今年度に就職した若者の10年分の支援に必要となる経費総額を基金へ積み立てる経費です。

2段目の労政総務費の説明欄、(2)「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業は、東京、大阪、福岡及び県内に設置しているUIJターン就職に関する相談支援窓口の設置、運営などに要する経費です。

38ページをお願いします。

説明欄、(3)戦略的UIJターン就職加速化事業は、本県へのUIJターン就職を加速化させるための就職関係イベントの開催及びPR動画などの広報ツール制作などに要する経費です。

その下、(4)「外国人材に選ばれる熊本」推進事業は、企業向けの相談窓口の設置やセミナーの開催といった県内企業などへの外国人材確保受入れに係る支援及び受入れ企業や監理団体などが行う外国人材と地域住民との交流事業への補助など、外国人材の地域への定着促進に要する経費です。

39ページ、2段目の商業総務費の1、職員給与費は、本年1月1日現在で在籍する職員の給与を基に算定しております。

この職員給与費につきましては、各課同様ですので、各所属からの説明は省略させていただきます。

次に、40ページをお願いします。

1 段目、説明欄、(4) 価格転嫁の円滑化推進事業は、価格転嫁を推進するため、一般消費者を対象とした価格転嫁の理解を求める広報や事業者を対象とした価格転嫁の手法などを学ぶセミナーの開催に要する経費です。

2 段目、中小企業振興費の説明欄 1 の(1) 組織化指導費補助は、中小企業団体中央会への補助に要する経費です。

一番下の 2、運輸事業振興助成費補助は、熊本県トラック協会への補助になりますが、軽油引取税の収入額に応じて補助するものです。

41ページの 1 段目、説明欄 4、小規模事業対策費補助は、商工会、商工会議所などに対する人件費及び事業費への補助に要する経費です。

2 段目の大阪事務所費、3 段目の福岡事務所費は、それぞれ両事務所の管理運営費などを計上しております。

商工政策課は以上です。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

42ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして、中小企業振興費の説明欄 2 の中小企業金融総合支援事業は、中小企業への制度融資に係る貸付原資、保証料補助などに要する経費でございます。

43ページをお願いいたします。

(3) の中小企業者事業再建・発展支援事業は、税理士等の専門家の派遣を行う事業で、豪雨災害の被災者をはじめ、経営改善や生産性向上などを目指す県内中小企業者を対象にしているものでございます。

その下の 4、小規模事業対策費補助の(1) くまもと型小規模事業者経営発展支援事業は、豪雨災害等の影響を受けた小規模事業者が事業再建のために実施する販路開拓や生産性向上等の取組に対して補助を行うものでござ

います。

44ページをお願いいたします。

商工施設災害復旧費の(1) 中小企業等復旧・復興支援事業は、熊本地震のグループ補助金に関するものでございまして、益城町の土地区画整理事業の影響により、これまで申請ができていない事業者に対応するものでございます。

その下の(2) なりわい再建支援事業は、なりわい再建に係る事務経費でございまして、事業費であるなりわい再建支援補助金につきましては、さきに議決いただきました令和6年度2月補正予算におきまして約13億円を計上し、繰越しをお願いしてございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございまして、高度化資金等に関する貸付事務費や中小企業基盤整備機構への償還金を計上してございます。

1 ページ飛びまして、47ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の中小企業対策融資損失補償は、中小企業への融資に係る熊本県信用保証協会への損失補償でございます。

下段の中小企業協同組合等設備投資促進利子助成は、中小企業協同組合等が設備投資のために金融機関から借入れを行った場合、利子を助成するものでございます。

48ページをお願いいたします。

中小企業等復旧・復興支援利子助成は、グループ補助金に関するもので、事業者の自己負担分について借入れを行った場合、利子を助成するものでございます。

飛びまして、77ページをお願いいたします。

第89号議案、権利の放棄についてでございます。

こちらは、中小企業振興資金の貸付債権に

ついて、権利の放棄を行うものでございます。

今回は、2件の債権放棄をお願いしております。いずれも、主債務者である貸付先法人の事業再開の見込みがなく、また、差し押さえる財産もなく、さらに、時効も完成しております。

県といたしましては、公平性の観点から、主債務者の時効完成後も、連帯保証人の方々に對して、できる限りの債権回収に努めてまいりました。しかしながら、連帯保証人やその相続人の自己破産による免責、相続放棄、時効の援用により、連帯保証人全ての債務が消滅し、今後の回収が法的に不可能となったことから、今回債権の放棄をお願いするものでございます。

79ページ以降の概要で、個別の事案を説明させていただきます。

79ページをお願いいたします。

まず、1件目につきましては、(1)資金名、(2)貸付先及び(8)事業内容に記載しておりますとおり、宇城市内で食肉加工処理業を営んでおりました法人に対する中小企業高度化資金の貸付債権でございます。

貸付額は、(5)のとおり、平成3年5月に8億5,600万円を貸し付けております。

放棄する額等は、(3)のとおり、9億1,805万円余及び未償還元金に係る違約金の請求権となっております。

この9億1,805万円余の内訳につきましては、(4)のとおりでございまして、未償還元金が7億8,964万円余、契約違約金が1億2,840万円余となっております。

この契約違約金につきましては、実際に必要な額以上の借入れを行ったことによる違約金でございます。

時効は、(11)のとおり、平成23年10月18日に満了しております。先ほども申し上げましたとおり、時効は満了しておりますけれども、時効の援用がなされておられませんので、

それ以降も連帯保証人の方々から回収をお願いしたということでございます。

債務者及び連帯保証人の状況は、(12)の表のとおりでございます。

表の一番上の当該法人につきましては、備考欄のとおり、事業を休止しており、再開の見込みはございません。また、資産につきましても、担保物件は、競売により売却しており、資産はございません。

次に、連帯保証人の7名につきましては、表の2段目以下、79ページから80ページにかけて記載しておりますとおり、4名は自己破産による免責、2名は死亡後に相続人全員が相続放棄、1名は時効援用しており、全員の債務が消滅しております。

以上が1件目の概要でございます。

次に、2件目でございますが、2件目は、80ページの中段の(1)資金名、(2)貸付先及び(7)事業内容のとおり、熊本市内で貨物自動車運送業を営んでおりました法人に対する中小企業設備近代化資金の貸付債権でございます。

貸付額は、(4)のとおり、昭和56年12月に645万円を貸し付けております。

放棄する額等は、(3)のとおり、114万円余及び未償還元金に係る違約金の請求権となっております。

時効は、(10)のとおり、平成6年10月4日に満了しておりますが、これも、代表者の所在不明により、時効の援用がされてございません。

債務者及び連帯保証人の状況は、(11)の表に記載しております。

まず、表の一番上の当該法人につきましては、事業を休止しており、再開の見込みはございません。また、資産についてもございません。

次に、連帯保証人の4名につきましては、1名は自己破産による免責、1名は死亡後に相続人全員が相続放棄、2名は時効を援用し

ており、全員の債務が消滅しております。

個別事案の説明は以上でございます。

この中小企業振興資金貸付金の未収金につきましては、これまでも決算特別委員会の委員長報告におきましても、貸付金の回収に当たっては、県民負担の公平性の観点とともに、回収額と回収に要するコストとの費用対効果との観点も併せて考慮すべきと考えるところの御意見をいただいております。

今後とも、公平性の観点から、粘り強く、債権回収に努めてまいります。相当の徴収努力を行ってもなお回収が不可能な案件につきましては、県の債権放棄基準に基づく放棄を行うことで、債権回収の見込みがある案件に注力してまいりたいと考えてございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料お戻りいただきまして、49ページをお願いいたします。

労政総務費の説明欄の2、労政諸費の(1)くまもと県内就労応援事業は、若者や女性等に対する県内企業の魅力発信、合同企業説明会の開催、また、企業の採用力向上や女性の方が働きやすい環境整備などに対する企業向けセミナーを実施するものでございます。

(2)労働局との一体的実施事業は、就職活動を行う中で様々な相談に対応するため、水道町に設置しておりますしごと相談・支援センターの運営に要する経費でございます。

50ページをお願いいたします。

下段の職業訓練総務費は、前年度から、比較(A)-(B)の欄を御覧いただきますと、14億3,700万円余の減少となっております。

その主な要因は、説明欄の2、職業能力開発業務運営指導費の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業での県立高等技術専門校の再整備でございます。

令和6年度は、管理教室棟を含む4つの棟

の新築改修工事でしたが、令和7年度は、自動車車体整備科1、2年実習棟と3年実習棟の2つの新築工事を予定しており、整備する棟数が4棟から2つの棟に減っていることがその要因となっております。

続いて、51ページの職業能力開発校費でございますが、説明は52ページをお願いいたします。

52ページの上段の3、職業能力開発事業費の離職者訓練事業は、民間の専門校、専門学校などの教育訓練機関に対しまして委託して実施します離職者の方を対象とした職業訓練に要するものでございます。

下段の技術短期大学校費の説明欄、(2)技術短期大学校教育対策事業は、県立技術短期大学校におけます実践技術者の育成のために必要な施設及び各種備品等の整備、更新に要する経費でございます。

53ページをお願いいたします。

失業対策総務費の説明欄の(4)熊本県地域無料就労相談窓口運営事業は、各広域本部及び地域振興局に就労相談窓口としてジョブカフェランチを設置しておりますけれども、そのジョブカフェランチにおきまして、求職者にきめ細かな就労支援を行うための経費でございます。

54ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

上段の職業能力開発拠点整備事業は、県立高等技術専門校の再整備に係る自動車車体整備科実習棟の工事請負契約など、令和8年度までを工期とする複数年契約を予定していることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

中段の障がい者訓練委託業務及び下段の離職者訓練等委託業務は、民間に委託して実施する職業訓練で、令和8年度までの2か年にわたることから、債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○荒木産業支援課長 産業支援課でございます。

55ページをお願いいたします。

上段の農業総務費の右側の説明欄の2、農産加工研究指導費は、産業技術センター食品加工技術室の運営管理や研究開発等に要する経費です。

ページ下段からは工鉱業振興費になりますが、おめくりいただき、56ページをお願いいたします。

説明欄の一番下、(6)熊本空港周辺地域における新産業振興創出事業は、空港周辺地域を拠点として、ライフサイエンス分野で新たな産業の創出を図るU Xプロジェクトの推進に要する経費です。

続きまして、57ページをお願いいたします。

右側の説明欄の中ほど、(9)半導体産学官連携推進事業は、内閣府の交付金を活用した熊本大学における半導体人材の育成や地域企業との共同研究に対する補助等に要する経費です。

続く(10)シンカ企業創出推進事業は、地場製造事業者の進化や深化などの企業成長を後押しするため、デジタル技術を活用した業務プロセスの改善や脱炭素化といったD X、G X推進の取組を支援する経費です。

(11)半導体サプライチェーン参入促進支援事業は、地場中小企業が半導体サプライチェーンに参入できるよう、専門家による技術指導やビジネスマッチングを支援する経費です。

おめくりいただき、58ページからは、産業技術センターに関する予算となっておりますが、申し訳ありません、飛びまして、60ページをお願いいたします。

上段の説明欄の(4)くまもと地域産業の持続的発展と水資源保全を両立させる先進技術

の社会実装事業は、みそやしょうゆといった食品加工、発酵醸造現場におきまして、有害物質のみを除去する技術の確立に向けた研究開発等に要する経費です。

次の(5)企業と社会のサステナビリティを実現する人材育成事業は、地場製造事業者が持続的に競争力を発揮するため、D XやG Xなどの関連技術の研修の実施や各企業の課題に応じ、実装に向けた技術的支援に要する経費です。

下段からは、新事業創出促進費になりますが、少し飛びまして、62ページをお願いいたします。

(6)くまもと版スタートアップ・エコシステム創出事業は、ベンチャー、スタートアップ企業の事業成長支援に向けた支援体制の構築等に要する経費です。

次に、63ページをお願いします。

特別会計です。

高度技術研究開発基盤整備事業費ですが、例年阿蘇ソフトの村の土地の管理に要する経費を計上しておりましたが、今年度で用地を売却することから不要となり、予算計上はございません。

以上が予算の説明となりますが、続いて、82ページをお願いいたします。

議案第72号、熊本県産業技術センターの条例の改正です。

改正の概要につきましては、隣の83ページで御説明いたします。

1、条例改正の趣旨ですが、産業技術センターの機器、設備の使用料については、3年をめぐりに、人件費の変動や物価高騰の影響等を踏まえ、見直しを行っております。

2、改正の内容のとおり、条例別表に定める設備使用料の額をそれぞれ改定するものです。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日からの施行を予定しております。

続いて、84ページをお願いいたします。

議案第86号、熊本県産業成長ビジョンの改定でございます。

11月議会の経済環境常任委員会において、改定素案を御説明させていただきました。その後、パブリックコメントを経て改定案を取りまとめましたので、その内容を報告させていただきます。

申し訳ございませんが、お手元に配付しておりますA3の概要資料のほうを御覧いただきたいと思います。

なお、前回報告しました内容から大きな変更はございませんでしたので、前回の委員会と重複することから、重要な事項のみ、再度御説明させていただきます。

左側、Ⅰのビジョンの趣旨と本県の現状等についてです。

Ⅰの(3)位置づけにつきまして、当ビジョン策定後に新たに策定いたしました半導体産業推進ビジョン、UXプロジェクト基本計画を当ビジョンにおける特定の産業分野の計画として位置づけることとしております。

次に、飛びまして、資料右側、Ⅲの目指す姿と産業支援体制の強化についてです。

県のくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略との整合を踏まえ、黄色の枠囲みのところでございますけれども、目指す姿としまして「多様な人材や技術の「X(クロス)」により次代を切り開く「価値を創造」して「快適で豊かな県民生活」を実現する熊本」といたしました。

また、その実現に向けて、2、産業支援体制の強化では、県産業技術センター、公益財団法人くまもと産業支援財団を核とした産業支援体制をさらに強化することとしております。

次に、資料の裏面をお願いします。

裏面の一番左側でございますけれども、Ⅳ、重点施策でございます。

こちら、新基本方針や総合戦略などを踏まえ、企業の持続的な成長に向けた施策など

を新たに追加することとしております。

最後に、資料の右側、Ⅴの推進体制でございます。

こちら、前回御説明しておりますけれども、総括指標、重点指標として定める目標値を上方修正しております。

主なものとしまして、県内総生産につきましては、令和12年の目標を、これまで6兆3,600億円としておりましたが、令和3年実績値で既に超えていたことから、目標値を8兆円としております。

その他、重点指標である製造品出荷額等につきましても、令和4年実績値で既に目標値を超えていたことから、5兆7,000億円としております。

これまでの経済成長を維持するだけでなく、さらに力強いものとするため、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

産業支援課は以上でございます。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料に戻っていただきまして、64ページをお願いいたします。

表の1段目、説明欄のエネルギー対策費に、(1)熊本県電源立地地域対策交付金事業、(2)石油貯蔵施設立地対策等交付金事業とございますが、これは、水力発電施設と石油貯蔵施設の所在地の周辺市町村における施設整備等に対し、国から交付される交付金でございます。

表3段目、1、工業振興費のうち、(1)総合エネルギー計画推進事業は、県の総合エネルギー計画の目標達成に向けた取組でございます。この中に、知事が代表質問で答弁しました太陽光パネルのF I T後設置ゼロに向けた取組や次世代太陽光と言われますペロブスカイト太陽電池の公共施設への設置可能性調査等に要する経費を含んでおります。

65ページをお願いいたします。

(2) R E 100電力供給・利用促進事業は、部長の総括説明にもございました空港周辺の脱炭素先行地域における国の交付金を活用したバイオマスや太陽光等の再生可能エネルギー施設の導入支援等に要する経費でございます。

(3) 水素エネルギー普及啓発・利活用促進事業は、関係事業者と連携した水素に関するニーズ、需要調査や水素利活用に向けた関係企業との意見交換会等に要する経費です。

最後に、2の鉱業振興費の採石指導取締・採石業等育成増進事業は、文字どおり、採石業等の指導、育成支援に要する経費です。

エネルギー政策課は以上です。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

66ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

工鉱業総務費、説明欄の2、企業誘致促進対策事業費に企業誘致に要する経費を計上しております。

(1) 半導体サプライチェーン構築加速化事業は、半導体関連企業の集積を加速化するため、国内外の展示会への出展やトップセールスによる企業誘致活動、くまもとサイエンスパークの推進に要する経費でございます。

(4) 企業立地促進費補助は、誘致企業による県内への事業所等の新設、増設に対し補助を行うものです。

67ページをお願いいたします。

(6) 戦略的ポートセールス推進事業は、熊本港及び八代港のポートセールスに要する経費と、両港の利用を促進するために国際新規航路を開設する船会社に対し、経費の一部を補助するものです。

次に、(7) 国際コンテナ利用拡大助成事業は、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

(9) 県南地域企業誘致促進事業は、県南地域への企業誘致を促進するため、誘致企業と地域が連携して行う人材確保等の取組への助成やI Tコンテンツ系企業向けに市町村が行う魅力発信を支援する経費でございます。

69ページをお願いいたします。

特別会計でございます。

まず、港湾整備事業特別会計のポートセールス推進事業費は、熊本港及び八代港の利用促進を図るための活動費等、それぞれの協議会運営に要する経費でございます。

70ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計です。

有明臨海工業用地の除草等の管理と分譲のための広報等に要する経費でございます。

71ページをお願いいたします。

ここからは、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計です。

72ページをお願いいたします。

1段目の工業団地施設整備事業費は、新規工業団地の整備に係る経費で、菊池市事業区における造成工事や八代市事業区における用地取得等に要する経費でございます。

73ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

企業立地促進費補助については、補助金額が多額のものは分割して交付しており、令和8年度から11年度までの債務を設定するものでございます。

予算の説明は以上です。

続きまして、85ページをお願いいたします。

議案第84号、財産の処分についてです。

表の左側、処分する財産の表示について、所在地は熊本市西区新港1丁目4番43ほか3筆の土地で、面積は3万9,422.63平方メートルとなります。

処分の相手は株式会社エコポート九州で、処分の目的は工業用地として、処分の予定価格は12億800万でございます。

熊本港臨海用地第二次分譲地の一部を工業用地として処分する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

議案第90号、訴えの提起についてです。

新規県営工業団地整備事業菊池市事業区において取得を行った用地に、大正5年に抵当権が設定されました2筆の土地があり、当該抵当権の抹消について交渉を行いましたが、法定相続人の1人から協力を得られないため、被担保債権の消滅時効を援用し、抵当権抹消登記請求について、簡易裁判所に訴えを提起する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

74ページをお願いいたします。

農業総務費の説明欄1、農産物流通総合対策費の輸出向けHACCP等対応施設整備事業は、輸出事業者のHACCP等対応施設の新設、改修等への助成に要する経費で、全額国庫補助事業です。

2のブランド確立・販路対策費の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、新規販路開拓や輸出先の規制への対応に取り組む県内事業者の総合的な支援に要する経費です。

(3)GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、輸出産地の形成を図るため、農業団体をはじめ、関係機関と一体となって取り組む生産方法の転換や物流改善への助成に要する経費で、全額国庫補助の事業です。

下の75ページをお願いいたします。

商業総務費の説明欄3、物産振興費の(1)球磨焼酎リブランディング事業は、球磨焼酎のブランド化を推進するための情報発信や販

路拡大への支援などに要する経費です。

(2)首都圏等県産品販路拡大事業は、首都圏をはじめ、大阪、福岡などにおける県産品の販路拡大に要する経費です。

(3)食のみやこ熊本県「物産フェア&大商談会」実施事業は、商工会連合会等が開催する県産品の販路拡大のための物産フェアの開催支援及び県による国内外のバイヤーを招聘した商談会の開催に要する経費です。

76ページをお願いいたします。

工鉱業振興費の産業展示場施設改修事業は、令和8年度から実施する産業展示場グランメッセの施設改修に向けた設計に要する経費です。

次に、89ページをお願いいたします。

議案第73号、産業展示場グランメッセの条例改正になります。

91ページの概要のページをお願いいたします。

熊本産業展示場は、物価高騰の影響により、施設運営経費の増加傾向が続いており、今後も必要な収入を確保し、安定した施設運営を継続していくため、使用料の改定を行う条例の改正をお願いするものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

まず、倉光観光文化部長。

○倉光観光文化部長 観光文化部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

本県における訪日外国人延べ宿泊者数は、先月末に発表された観光庁統計調査の速報値によると、令和6年は約144万人と、過去最多であった平成30年の年間101万人を大幅に更新しました。中でも、交流が進む台湾からの来訪者が着実に増加しており、年間約41万

人、月平均で3万4,000人以上の方が本県を訪れている状況です。

今年1月には、台北市内で、県内23の自治体、事業者が一体となって、観光プロモーションを行うイベントを開催しました。2日間で約1万6,000人を超える方々に参加いただき、台湾の方々の熊本に対する関心の高さがうかがえました。

また、オリンピック競技にもなり、注目されているアーバンスポーツについて、先月22日、23日の2日間にわたり、菊陽町でKUMAMOTO URBAN SPORTS FES 2025を開催し、約5,400人の方が観戦しました。くまモンカップ女子クラスでは、氷川町の松本雪聖選手が、パリ・オリンピック金メダリストの吉沢恋選手を僅差で破り、優勝するという活躍を見せてくれました。

今後も、観光、スポーツ、文化芸術の振興を図り、訪れるたびに新しい発見や感動を提供する観光地、そして、地域の人々の誇りとなる観光地となるよう、しっかりと施策を推進してまいります。

それでは、観光文化部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

資料92ページをお開きください。

令和7年度当初予算は、総額で38億3,600万円余を計上しております。

主な取組について、くまもと新時代共創総合戦略の柱に沿って、順に御説明いたします。

まず「世界に開かれた活力あふれる熊本」については、令和8年夏に実施する熊本デスティネーションキャンペーンに向けた取組や、台湾に次いで本県への観光客が多い韓国に観光レップ、現地代理人を設置するなど、観光振興、誘客強化に取り組めます。

そして、観光事業者の経営力強化に向けた支援や観光における二次交通の課題克服、周遊促進に向けた実証等により、受入れ体制、基盤強化を図ります。

また、スポーツツーリズムの推進やアーバンスポーツの振興、スポーツ施設の整備手法等の検討によるスポーツ政策の推進にも取り組めます。

さらに、国内外に熊本の文化芸術の魅力を発信することで、文化振興と観光誘客双方の実現を図るなど、観光と文化芸術の施策を一体的に推進してまいります。

次に「いつまでも続く豊かな熊本」については、地域に根差した伝統的工芸品の高付加価値化、販路拡大等に取り組めます。

このほか、債務負担行為の設定1件と熊本県立劇場条例の一部改正に係る議案を提案しています。

詳細については、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

93ページをお願いいたします。

計画調査費の1、文化企画推進費の(1)くまもと文化集積・発信事業は、国内外に熊本の文化芸術の魅力を発信する特設サイトの開設に要する経費です。

94ページをお願いいたします。

(5)博物館等施設の文化観光推進事業は、地域に根差す歴史、文化の魅力を再発見するための調査とそれらを観光資源に磨き上げるために要する経費です。

商業総務費の伝統工芸振興費のうち、ページは次の95ページ、(3)伝統的工芸品販売力強化等支援事業ですが、工芸家と民間事業者が連携した新たな伝統的工芸品の開発などによる高付加価値化及び国内外で購入可能なECサイト等を活用した販路拡大への支援に要する経費です。

下段の観光費の観光客誘致対策費のうち、(1)DMO等連携推進事業は、観光地域づくりの司令塔であるDMOが相互にノウハウなどを共有し、連携して行う人材育成等への支援に要する経費です。

飛んで、103ページをお願いいたします。

熊本県立劇場条例の一部改正です。

飛びますが、110ページに概要を掲載しております。

熊本県立劇場では、物価高騰の影響により、施設管理費が増加しております。今後も安定した施設運営を継続していくために、物価高騰の影響を使用料に適切に反映する必要があることから、条例の一部改正をお願いするものです。

なお、施行期日は、令和7年7月1日からとしております。

観光文化政策課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

資料お戻りいただき、96ページをお願いいたします。

2、観光客誘致対策費の(2)デジタルマーケティング事業は、SNSなどのデジタル媒体を活用し、旅行者の嗜好に合わせた情報発信やマーケティングデータの収集、分析により、効果測定などを行うものでございます。

(3)のスマート観光交通体系構築推進事業は、観光における二次交通の課題克服や周遊促進による観光消費の増加に向け、関係市町村と連携し、観光MaaSの検討、実証等を行うものでございます。

97ページをお願いします。

(7)の観光誘客プロモーション推進事業は、JRグループと連携した令和8年夏の熊本デスティネーションキャンペーンの実施に向けて、観光素材の磨き上げや情報発信、受入れ体制の整備を行うものです。

(9)台湾インバウンド誘客強化事業は、台

湾からのインバウンド誘客強化や周遊促進のため、本県の観光セールス等を行う台湾での現地代理人の配置や台湾からの訪日教育旅行の受入れ体制構築に要する経費でございます。

続きまして、98ページをお願いします。

(10)の韓国インバウンド誘客強化事業は、韓国からの誘客強化や県内周遊を促進するため、韓国に本県の観光セールスなどを行う現地代理人を新たに配置するものです。

(13)クルーズ船寄港効果向上事業は、富裕層向けクルーズ船の誘致強化や新たな寄港地ツアーの造成に向けた支援に要する経費でございます。

(14)「マンガ県くまもと」構想推進事業は、県ゆかりの漫画、アニメ等と連携した誘客促進のための企画、情報発信等に要する経費でございます。

99ページをお願いします。

(15)『ONE PIECE』連携復興応援事業は、漫画『ONE PIECE』と連携し、麦わらの一味の銅像を起点とした周遊プロモーションや地域資源のさらなる魅力づくりを行うものでございます。

4の観光施設整備事業費の観光標識整備事業は、国県道などに設置しております観光案内標識などの修繕、点検等に要する経費でございます。

続きまして、100ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

先ほど説明いたしました『ONE PIECE』連携復興応援事業について、熊本地震から10年となる令和8年4月にかけて、年度をまたいでプロジェクト10年目の企画を予定していることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

観光振興課は以上です。

○永田スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

101ページをお願いします。

上段の計画調査費の右説明欄、企画推進費の公民連携によるスポーツ施設整備検討事業につきましては、老朽化が進む県内のスポーツ施設について、公民連携による整備手法等の検討に要する経費でございます。

下段の観光費の2、観光客誘致対策費の(1)プロスポーツによる地域活性化事業につきましては、県内のプロスポーツチームでありますロアッソ熊本、熊本ヴォルターズ、火の国サラマンダーズを核とした地域づくり支援や交流人口の拡大推進に要する経費でございます。

(2)の国際バドミントン大会誘致促進事業、(3)のツール・ド・九州受入環境整備事業につきましては、11月に開催予定の国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパン、10月に開催予定の国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州、それぞれの大会開催等に要する経費でございます。

102ページをお願いします。

(4)の熊本県民総合運動公園アクセス改善対策事業につきましては、熊本県民総合運動公園で開催されますロアッソ熊本ホームゲームにおけるアクセス改善対策に要する経費でございます。

(5)アーバンスポーツ振興事業につきましては、アーバンスポーツを振興するためのイベント開催や令和8年4月に菊陽町で整備されるアーバンスポーツ施設を活用した大規模大会や合宿誘致等に要する経費でございます。

(6)のスポーツツーリズム支援事業につきましては、スポーツコミッションによる誘客や地域のスポーツコミッションとの連携強化に要する経費でございます。

3の観光基本計画促進費のスポーツ交流推進事業につきましては、スポーツツーリズムの推進に係る関係機関との協議等に要する経費でございます。

スポーツ交流企画課は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

まず、深川企業局長。

○深川企業局長 企業局でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ちまして、企業局が所管します3事業の現在の状況につきまして御報告申し上げます。

まず、電気事業につきましては、例年より降雨量が少ないものの、発電は順調に推移しており、2月末現在で、今年度の目標供給電力量を達成しております。

次に、工業用水道事業につきましては、八代工業用水道におきまして、バイオマス発電向けの給水が今年度から本格化したことから、収支が改善傾向にあります。

また、有明工業用水道の未利用水を半導体関連企業に供給する新規工業用水道事業の取組を進めており、後ほどその他報告事項として進捗状況を御説明させていただきます。

最後に、有料駐車場につきましては、熊本市安政町の県営駐車場の利用が前年比同水準を維持するなど、堅調に推移しております。

また、先日の熊本城マラソンでは、県営駐車場の一部を更衣所や休憩所として提供し、昨年を上回る多くの方々に御利用いただきました。

引き続き、指定管理者と連携の上、町なかのにぎわいづくり等に貢献してまいります。

それでは、議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、令和7年度熊本県電気事業会計予算など、予算関係の3議案でございます。

資料の111ページをお願いいたします。

3事業会計の当初予算をまとめた総括表でございます。

最下段の合計欄を御覧ください。

3事業会計の収益的収支と資本的収支の合計で、収入総額58億2,600万円余、支出総額80億3,700万円余の予算を計上しております。

なお、112ページの表は、工業用水道事業会計の内訳としまして、有明、八代及び苓北の3工業用水ごとに取りまとめたものでございます。

このほか、電気事業において実施いたします発電所設備の更新工事等に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 続けて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

資料の113ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支のうち、上段、収益的収入の営業収益は、主に電力料収入でございます。設備工事に伴う発電停止を見込んでいることから、前年度比減となっております。

下段の収益的支出における営業費用は、説明欄7の地元貢献として発電所所在市町村に交付金を支出する普及開発関係費、8の発電所及びダム施設の長寿命化計画を検討する費用などを計上しております。

特別損失は、阿蘇車帰風力発電所の撤去費用負担金でございます。

当該発電所の譲渡に当たっては、阿蘇の世界文化遺産登録に向け、事業廃止後の設備撤去が確実に実施されるよう、事業者と覚書を取り交わしております。

覚書では、事業者に損失が生じた場合は、設備の撤去費用を上限として県が負担する旨

を定めており、これに基づき、今回負担金を計上するものでございます。

発電所周辺の野焼きを終える3月中をめどに撤去工事に着手し、撤去完了を確認した後に負担金を支出する予定でございます。

最下段の損益につきましては、電力料収入の減等により、前年度比で減益となっております。

114ページをお願いいたします。

電気事業会計の資本的収支でございます。

上段の資本的収入は、起債を要する大規模工事等を予定していないことから、前年度と同額となっております。

下段の資本的支出は、資金運用の一環としての債権購入による投資の増等により、前年度比で増となっております。

115ページは、工業用水道事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入における営業収益は、給水収益、施設の共同管理者からの維持管理負担金などでございます。

下段の収益的支出における営業費用は、説明欄5の有明工業用水道事業における竜門ダム関連経費などの減価償却費などを計上しております。

最下段の損益につきましては、竜門ダム関連経費の負担が大きく、引き続き損失を計上しておりますが、営業費用における修繕費等の増により、前年度比で損失が拡大しております。

116ページをお願いいたします。

工業用水道事業の資本的収支でございます。

まず、下段の資本的支出から御説明いたします。

建設改良費は、説明欄4の半導体関連企業に向けた新規工業用水道事業費などを計上しております。

そのほか、企業債や借入金の償還金を計上しております。

上段の資本的収入は、建設改良費の財源としての企業債などを計上しております。

117ページは、有料駐車場事業会計の収益的収支でございます。

上段の収益的収入における営業収益は、主に指定管理者からの納付金収入、下段の収益的支出における営業費用は、説明欄3の減価償却費、4の地元貢献のための普及開発関係費などを計上しております。

最下段の損益につきましては、営業費用における減価償却費の減等により、前年度比で増益を見込んでおります。

118ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計の資本的収支でございます。

下段の資本的支出に、県政貢献として、一般会計への繰出金を計上しております。

119ページは、電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

1年以上の事業期間を要する設備更新工事及び業務委託について、令和8年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○西山宗孝委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いいたします。

木村労働委員会事務局長。

○木村労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております当初予算について御説明いたします。

説明資料の121ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、上段の委員会費ですが、15人の委員報酬2,713万円を計上しております。

次に、下段の事務局費ですが、1の事務局職員に係る職員給与費として9,174万円余、また、2の運営費として、労使紛争の審査、調整、あっせんを行うための事業費等532万円余を計上しております。

以上によりまして、当委員会の当初予算としては、1億2,420万円余を計上するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑ございませんか。

○城下広作委員 38ページをちょっと確認させてください。

38ページの(4)番の新規事業で、「外国人材に選ばれる熊本」推進事業の件で、今現在でも、熊本の企業の中でも、外国人を、いわゆる独自のルートといいますか、いろんな形で、入れていると思うんですけれども、そういうことと、これで言うのはちょっとやり方が違うということになるんですかね。ちょっとその確認をさせてください。

○大村商工政策課長 ただいま御質問いただきました「外国人材に選ばれる熊本」推進事業でございますが、R7年度の新規事業ということで取り組みたいと思っておりますが、主に2つの点を重視しておりまして、1つは、受入れの支援というところと、あと定着支援、この2本柱を考えてございまして、1つ目の受入れ支援の部分につきましては、や

はり、企業様が受入れをするときに、在留資格を何を使っていいかわからないとか、そういう法的な質問とか結構多いございますので、そこら辺を支援するための外国人材受入企業支援センターというのを昨年の10月から運用してございますので、それを継続していくということで、企業側のサポートをしたいというふうに思っております。

また、定着支援につきましても、昨今、都市部のほうが給与のほうが大分高くなってございますので、東京とか大阪とかに外国人材が流れていくような傾向もございますので、熊本を選んでもらうために、また定着してもらうための、例えば企業様が行う日本語の支援、要するに勉強会みたいなものをする経費を補助したりとか、あとは、管理団体が行います地域住民との交流、そういう取組に対する補助事業など、こういうものを支援するような形で、受入れ支援と定着支援、この両面から外国人材の定着、支援を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 私がイメージで思ってるのは、企業の場合には、結構、各企業は、直接その国に行って、その、ある意味では人材を紹介してもらって、直接企業と契約して来ていただくって、そういう部分があるような感じがしたんですけども、例えば、県内の企業で、外国人の方を実際に雇っている数というのは大体、どのぐらいというのは分かりますか。

○大村商工政策課長 ただいま御質問いただきました外国人労働者の数でございますが、昨年の10月時点で、2万1,437名というふうに公表されてございます。

○城下広作委員 当然、農業は農業で、別ルートでしっかりと、農業の技能実習とかなんか

あるけれども、工業は工業で、どちらかというと雇用契約で、条件が合えば大量に来ていただくというような部分があるけれども、その辺が、例えば、よその県、都市部にばんばん行くと、なかなか熊本にも来てくれないんだということで、こういう新規事業で、熊本を選んでもらうという形の流れをつくるということだと思っんですね。

だんだんだんだん、熊本も、恐らく外国人の方が必要になるから、この新規事業でしっかり熊本にある意味では来ていただいて、熊本で活躍していただくとの流れというのは、今後TSMCの流れもあるでしょうから、必要になるでしょうし、人材不足とも言われておりますので、外国人の力を借りるというのは非常に大事だというふうに思います。

そして、来た人が、今度は地域の方とある意味ではしっかりと交流し、信頼を勝ち取るというような流れをつくらないと、何か外国人が少し排他的に考えられてしまうと、これはまたミスマッチを起こすから、これは大事な事業だと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

○大村商工政策課長 今御指摘いただきましたように、やはり、熊本が選ばれるというところが一つ大事なポイントになってくるのかなというふうに思いますので、今の御意見も含めまして、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○城下広作委員 はい、ありがとうございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、11ページ、環境立県推進課の新規事業の3の(2)地下水利用の影響の最小化に向けた涵養拡大事業ということで、これは多分、この前の第3回の地下

水保全推進本部の中での営農に頼らない涵養対策の検討ということだというふうに考えますけれども、これ、それも含みの事業なんですかね。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

この11ページの3の(2)の新規事業でございますが、内容としましては、熊本地下水財団が冬期湛水を行う場合の県からの負担金と、それと、委員御指摘のとおり、営農によらない地下水涵養、具体的には、調整池、こちらの可能性の調査を行うための費用が含まれております。

○鎌田聡委員 そういうことでちょっとお尋ねですけれども、大津の大久保調整池での地下水涵養ということだろうと思いますけれども、ちょっと、非常に指摘もされておりますけれども、その検討の中で多分されると思いますけれども、水利権の問題、農水サイドでこれは調整池造られたと思いますので、これまで、涵養水利権ですか、ここがあって、これを地下水涵養に使うということの、多分法的な整理という検討課題が入ってるので、その辺がどうなのかということと検討されていくことになると思いますけれども、見込みがあるのか、その法的クリアはできそうなのかどうなのか、できそうにもないことを検討していくのも非常に難しいと思いますので、その辺のちょっと見込みを教えてくださいたいと思います。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

この調査で行おうとしておりますのは、大津町にあります大久保調整池でございます。

この大久保調整池の活用に関して私どもが考えておりますのは、河川から新たに水を引き込むのではなくて、その周辺で降った雨

水、この表流水がこの調整池のほうに流れ込む量を把握するという作業をまず行います。そういう意味では、水利権が必要になります範囲としましては、河川法上の河川の流水を占有する場合に水利権が発生するというふうに考えておまして、そういった意味では、表流水、雨水でございます。雨水を活用する場合には水利権は必要にはならないものと考えております。

ただ、水利権の影響がないとしても、一度調整池に入り込んだ水が、さらにその下流に流れていった場合、もし現状として、雨水も、水田の稲作づくりに活用されている農家の方々もいらっしゃることも考えられますので、その調整池より下流の農業への影響がないかと。もしその影響があるようであれば、その分は除いたところで、どれだけの量が地下水涵養に使うことができるか、この可能性の調査を来年度にかけて実施したいと考えております。

以上です。

○鎌田聡委員 じゃあ、水利権はもう問題ないということで今御発言というふうに受け止めますし、あと、雨水の表流水、調整池ですから多分そういう形でこれまでも使われてきたと思います。あとはそれから下流の農業への影響、これを調査されるということで、これ、目的が営農に頼らない涵養対策ということですから、農業にやっぱり影響を及ぼすということは非常に問題だろうと思いますので、その点をしっかりとクリアしていただくようお願いしたいのと、調整池にたまった水をどれだけ涵養できるのか、ちょっと、量的に、これがかなりの効果を発揮するのかなどなのかちょっと分かりませんが、そういった量的な大体的見込みというのは分かりますか。

○原田環境立県推進課長 現時点での概算で

ございますけれども、300万トン以上はあるような状況でございます。ただ、先ほど御説明しましたように、下流域にどれだけ影響があるか、ここは差し引いて考えていく必要はあるとは思っております。

○鎌田聡委員 年間で300万。

○原田環境立県推進課長 年間でございます。

○鎌田聡委員 分かりました。そういったものも含めて、ほかに、この、特に農業への影響を回避するためのこういった涵養対策だと思いますので、農業に影響がないように、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点。

すみません。これは、販路、商工の——ちょっと待ってくださいね。ページがないんです。販路拡大ビジネス課になります。ちょっとページがないというのは、これは何で予算に上げてないのかというのがちょっと疑問に思いますから、ちょっと聞きますけれども、NTTの桜町ビルが4月から解体されるんですね。あそこに県の物産館があるんですけれども、あれはそのまました上での解体なのか、あれを移転させるのであれば、その費用が予算に上がっててしかるべきだと思うんですけれども、今後物産館をどうしていくのかという方向性が見えてる——いずれにしろ、あそこは、そのうち熊本市役所の庁舎になる可能性が今高まっているという状況で、その後、市役所の庁舎に入れるのかどうか。いずれにしても、解体工事中にあのままにしておくというのは、非常に危険性もあるんじゃないかと思って、その分の予算が計上されていないのはなぜだろうかというお尋ねです。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジ

ネス課です。

今、県の物産館、NTTビルの横に仮設の店舗を配置しまして運営しておりますが、現在、NTTと協議をしております。それと併せて、物産協会等も含めまして、今後の移転の在り方について検討しているところです。

4月から解体に入るということでNTTのほうから説明を受けておりますが、しばらくはあちらのほうで運営をしつつ、今後の移転先を今後検討していくということで、来年度の予算で、新たに移転に関する予算を計上したいと考えておまして、今、令和7年度予算につきましては、現在の物産館の運営費を計上しております。で、今後移転を検討した上で、令和8年度に移転に関する費用を計上する予定で今進めているところです。

また、今後状況の変化等もあるかもしれませんが、状況を踏まえながら、対応を検討していきたいと思っております。

○鎌田聡委員 今協議中ということで、今後どうされるのかということで、予算上がってないということでしたんですけれども、ちょっと安全性の問題を懸念しますので、問題ないという話でありますけれども、あれだけの大がかりのビルを今から壊していくわけですから、その敷地内にある物産館が、危ないとはいへ、やはり観光客の方が訪れる中で、音も含めて、非常に問題あるというふうに思ってますから、できれば早めにどこかに移して、仮のところを移すとか、新しく移すとか、そういった検討を早急にやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○西山宗孝委員長 要望ということで……。

○鎌田聡委員 はい。

○西山宗孝委員長 要望ということでお願ひ

します。

ほかにありませんか。

○高木健次委員 17ページ、環境保全課ですかね。

上水道費で、(4)の衛星画像解析技術活用漏水調査事業で1億4,000万、かなり大きな予算を組んでありますけれども、これは、先般の埼玉県の下水道管の漏水によって大きな事故が発生したということで、これは、各都道府県も非常にこの件では心配されている箇所が多いんじゃないのかなあというふうに思っております。

先般ちょっと報道で見たんですけれども、この衛星画像の分析というのは、非常に正確性があるということで、今までなかなか漏水というのははっきりしにくいんですよ。非常にいい取組だろうというふうに思っておりますけれども、これはもう少しちょっと具体的に説明をしていただけますか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

委員お話のありました、17ページ、衛星画像解析技術活用漏水調査事業についてですけれども、これは、今まで漏水調査といいますのは、音聴調査と言われるもので、聴診器みたいなものを地面に当てて、水漏れの音を探し出すという調査で、ある意味地道な調査を行う必要がございました。この衛星画像解析技術を用いますと、衛星から特殊な電磁波、マイクロ波みたいなんですけれども、それを当てて写真を撮ることによって、水道水に含まれる多分塩素だと思うんですけれども、その特徴的な画像が撮れますので、漏れていれば、その区域がある程度特定できるということになります。

それでいきますと、疑いエリア全体の2割程度まで絞り込めるということでございますので、絞り込んだ地域を重点的に音聴調査を

することによって、速やかに漏水が分かる、そこに重点的にすることによって経費の削減、労力の削減も図られるという事業でございます。

確かに金額は大きいんですけれども、これは、基本的には市町村の負担になりますので、その市町村負担分につきましても、国の2分の1の補助がございますので、ある程度負担としては軽いものかなというふうに捉えております。

で、この事業を行うことによって、早期に漏水管を把握、特定、修繕できることによって、先般、埼玉県八潮市の場合には、これはあくまでも下水管なんですけれども、上水管に伴う漏水で周辺の土壌が崩れ去って、例えば陥没するとか、そういうことも防げるんじゃないかなと思ひまして、そういう対策にも効果的というふうに考えている事業でございます。

以上でございます。

○高木健次委員 市町村との共同での実施ということですが、これは各市町村から要望が上がってきて、この衛星で調査するわけですよ。そういうことですか。

○廣畑環境保全課長 はい。市町村からもそのような要望が上がってきておりまして、他県でも同じような取組があつて、非常に効果的というのが分かっておりましたので、県からも働きかけて、音頭を取って事業を行うというものでございます。

以上です。

○高木健次委員 この衛星を使つての画像調査、これも市町村での負担の部分があるわけですね。

○廣畑環境保全課長 はい。事業の契約等は県のほうが行うんですけれども、それで市町

村にその画像情報を渡して、事業を行っていただいて、県のほうは負担金をいただくというような形になります。

○高木健次委員 最後に、市町村等の要望等が非常に多く出てくるんだろうと思うんですよ、こういう画期的な調査になると。今の状況で、相当の市町村からこういう要望というのは——熊本県はやっぱりどうしても熊本市、県内が非常に大きい水道管とか下水道管あると思うんですけども、かなり要望として上がってきてますか、今の時点で。

○廣畑環境保全課長 はい。幾つかの市町村から要望は上がってきてるんですけども、全ての要望上がってきているわけでは今のところございません。ただ、今後、今回予算がついて、市町村に情報提供することによって、うちもやってみようという意思を示される市町村は多くなってくるものと思っております。

○高木健次委員 分かりました。大変、これは、市町村のほうからも、要望等が出てくるんじゃないのかなと思ってますけれども、これはしっかりやっていかないと、もう本当に埼玉県の場合ではね、大きな事故に発展してますから、しっかりその辺は取組をやっていたきたいというふうに思います。

○城下広作委員 ちょっと関連で。もう一回ちょっと整理しますから、誤解されるといかぬわけですよ、この事業は。これはあくまでも水道管の漏水のチェックなんです。水道管のいわゆる塩素に反応して、水道管の漏水しているところ分かるから、この調査が有効なんです。

下水管というのは全くまた別物で、水道管と下水管が一緒に入るところも一部あるけれども、埼玉県の場合には、下水管自体の管が

破損し、壊れて陥没しているわけです。水道管がそこに漏れたから下水管がどうかというのは、陥没の部分で一部関係はあるかもしれないけれども、別次元と考えておかないと、これをやったから下水管の点検ができるというように誤解されたら、ちょっと次元が違う話だから、ここはちゃんと説明しとかなないと、普通、下水道と上水道は違うということなんで、区別が分からない人も結構多いんですよ。ここはよく理解するような形の説明をしないと、ごちゃまぜになりますよ、だから。

○廣畑環境保全課長 説明が足りずに申し訳ありませんでした。

あくまでもこれは上水道の管になります。委員おっしゃいました下水道とは別ですね。あくまでも上水道の管がかなり漏水して、周辺の土壌が崩れ去ったりして道路が陥没したりとかしますので、そういうのを防ぐ意味でもこの事業は重要ということになります。

先ほどおっしゃいましたとおり、下水管ではそこまで塩素というのはほとんど入ってないわけですけども、上水道には、滅菌のための塩素が入っておりますので、それに反応するということになります。付け加えさせていただきます。

○高木健次委員 今説明のとおり、下水道は全く関係ないわけですね。

○廣畑環境保全課長 はい。あくまでも上水道になります。

○西山宗孝委員長 よろしいですか。

○高木健次委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 113ページの車帰の風力発電所の撤去、これは、費用負担、覚書による費用負担を支出することなんです、という覚書——この風力発電所は止まってもう何年かになりますよね。今まで置いておいたのはどういうことなのかなと思うけれども、どうですか。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

車帰の風力発電所につきましては、令和元年度に、企業局から民間の事業者に譲渡しているところでございます。それ以降は、これまで民間事業者のほうで運営をされてきたというところでございます。

そちらが昨年の1月末に事業を終えられるということになりまして、今撤去に取り組んでいるということで、地元調整が終わりまして、これから撤去に取りかかっていくという状況でございます。

○河津修司委員 その覚書による負担を支出ということなんです、その覚書というのは、県が支出をしますということがうたってあるわけですか。

○馬場総務経営課長 風力発電所が立地しております車帰地区、こちらが世界遺産に向けた取組がなされておりますので——この風力発電所がFITが適用されておりましたものですから、令和8年度までには撤去することによって事業者へ譲渡しております。

その撤去が確実に行われるように、世界遺産の認定に影響がないようにということで、企業局と事業者で覚書を締結しまして、撤去の期限と、あとは、事業者の事業が赤字であった場合、トータルで見て赤字であった場合に、撤去費用を上限として企業局が負担するという覚書を締結したところでございます。

○河津修司委員 はい、分かりました。しっかり撤去に向けてやっていただきたいと思います。

○吉永和世委員 67ページ、企業立地課の件でございますが、八代港、熊本港、ガントリークレーンが設置されましたよね。そういった意味で、国際コンテナ利用とか、内航船とかという部分で、いろいろ活用の幅が広がったというふうに思うんですけども、荷主の方とか、あとその海運関係の方とかという、その方々の評価というのはどうなんですか。

○山田企業立地課長 ガントリークレーンが整備されて、利用については、以前よりも利便性のほうは向上したというふうに聞いております。

今後、コンテナ利用の拡大等に向けて、我々もさらにポートセールスとかを進めていかないといけないというふうに考えております。

○吉永和世委員 この国際コンテナ利用拡大助成事業というのは、輸入もだし、輸出も、両方対応ということですか。

○山田企業立地課長 コンテナの利用に伴いまして、1TEUから支援をしております。

○吉永和世委員 大変すばらしい支援をいただいているという評価を聞いたことありますけれども、そういった輸出入関係の業者さんというんですか、そういった方々も結構宣伝されているみたいですね。ですから、そういった会社の方々と強く連携を取っていただいて、さらにその取扱量というのを増やしていただければなというふうに思います。

それと、もう1ついいでしょうか。

この新規航路誘致というのは、非常にやっぱり課題というのがあるのかなって、ちよっ

と思うたりするんですが、その課題というのは見えている部分はあるんですか。

○山田企業立地課長 新規航路を誘致するに当たってよく聞くのが、やはりなかなか荷が集まらないというようなお話も聞きます。鶏が先か、卵が先かという議論になるんですけれども、新規航路が来れば荷が集まるという話もあるし、その逆もあります。ただ、我々はやはり、今、八代港でいうと釜山、台湾航路がありますので、今後さらに中国航路なども見据えながら誘致というのをちょっとやっていかないといけないというふうに考えているところでございます。

○吉永和世委員 コンテナ輸出については、福岡がもう九州じゃ代表する地域でございすけれども、そこに対するわけなんで、非常に難しい部分があるのかなと思うんですけれども、食品関係とかになると、もうそこはもう福岡オンリーという形になっているのかなという感じもするんですよね。ですから、そういったものも、ひとつ、熊本県内、県産物、あるいは輸入に関しても、熊本が窓口になる可能性もちょっとあるんじゃないのかな。そういった施設があれば、非常に取扱量というのが増えるんじゃないのかなという、ちょっと期待もするところあるんですけれども、そういったところも一つの課題ではあるというふうに認識していいですか。

○山田企業立地課長 八代港のほうには、農林水産物の低温保管ができるようなCFS倉庫もありますので、そういうものの利用拡大も今後働きかけていかないといけないかと思っております。

食品、農業関係の取扱いが今後増えるように動いていかないといけないというふうに考えております。

○吉永和世委員 はい、ぜひ頑張ってください、取扱量を増やしていただければと思います。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○立山大二朗委員 49ページ、労働雇用創生課で、新事業の2の(1)くまもと県内就労応援事業で、女性が働きやすい環境整備への支援等とあるんですけれども、具体的にどういった取組を考えられてらっしゃるか、ちょっと教えていただけますか。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

今、委員御質問のありました女性に対する働きやすい環境整備の件でございすけれども、一つの例としましては、企業に対しまして、女性を採用する際に、企業側がどういう努力をしなければならないか、例えば、今の企業に女性トイレがないであったりとか、育児をするためのベッドがないであるとか、そういった企業側が何をすることによって女性がそこに就職したいと思うようになるのかというのを企業側にセミナーをするというようなことを一応予定をしております。

○立山大二朗委員 やっぱり本県においても、女性の流出を食い止めるのが、人口減少を食い止める一番の大事なところで、最近ネットでも「さす九」という言葉がありまして、さすが九州、やっぱり女性差別がひどい場所だみたいなのという、ネットミームがすごくはやっている。そういう中で、とにかくやっぱり女性が働きやすい環境をつくっていくのが一番大事だと思うんですね。それが流出を食い止める一番の手法だと思いますので、ぜひ、企業に対してのセミナーから踏み込んだところも含めて、それこそ男女共同参画のところでも起業支援というのもあります

ので、そういったところも一緒に取り組んでいただければと思います。

要望です。以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 この前のテレビ見てたら、観光客は増えてるんですが、それに伴う消費が伴ってないというところがあって、熊本に来たときに、何か熊本のこれだっというものが無いんだっというのがインタビューされてたと思うんですね。失礼なこと言うなと思ったんですけども。熊本には熊本の県産物があるんだと思ったんですけども、なかなかそこら辺のその——観光客が増えてる分、消費がそれに追いついてない。特にお土産品とかというところだろうと思うんですけども、それに対して部長何か言うことありますか。

○倉光観光文化部長 御質問ありがとうございます。

確かに、数字的には観光客の伸びがもう過去最高というのを連発してるんですけども、確かに、福岡に比べて観光消費額がというようなニュースだったかと思います。

その辺りは本当に課題だと認識しております。新しい観光計画の中でも、高付加価値な旅行商品づくり、もちろん、旅行の中で、例えば、日頃できないような体験ができる旅行商品だったりとか、当然お土産物。

で、消費額というのは、やっぱり滞在日数とかとも連動してまいりますので、いかにこの熊本に長く滞在してもらうか、その辺りを、令和8年に行いますデスティネーションキャンペーン、それはＪＲとタイアップしていろんな誘客対策をやっていくんですが、と同時に、魅力を掘り起こして磨き上げて、後年にも残していくような、そういった旅行商品づくりをしっかりとやってまいりたいと思

いますので、その中で、いかにお金を落としていただけるかというのを考えてまいりたいと思います。

○吉永和世委員 観光ですから、外貨を稼ぐといったところが一番だと思いますので、ぜひ頑張っていていただいて、よろしく願いしたいと思います。

それと、先ほど観光文化部長の説明であつたんですけども、二次交通への課題という表現をおっしゃいましたけれども、それをちょっと具体的に教えていただければなと思うんですけども。

○倉光観光文化部長 やはり、熊本に来て、地方はどこも同じような課題を抱えていると思うんですけども、例えば、新幹線でやってきて、ある程度熊本市内とか、そういったところは電車に乗り継いでとか、バスに乗り継いでというところができますが、やはり、車がないと実際行きづらいというところが本当大きな課題だと思っております。

今、M a a Sの実証実験をずっと阿蘇のほうで何年かやっていますけれども、中には、今後実装できるような、そういったところも見えてきておりますし、阿蘇でやって、それを今後、県内ほかの地域にも広げていくですとか、すみません、何度も繰り返しになりますけれども、デスティネーションキャンペーンの中でも、前回の例を見ましても、例えば、その期間中、定期観光バスだったりとかを走らせて、二次交通対策というのはやってきて、でも、それがイコールキャンペーンが終わって終わりではなく、いかにその後実装できるかというのを、ある意味そのキャンペーンの中で実証事業的な取組もやっていく。

また、前回と違うのが、今回は、南鉄、おれんじ、くま川鉄道、そういった方々にも実行委員会に入っていていただいておりますので、必ずしもそのＪＲ沿線だけではなく、そこか

らどう波及させていくか、しっかり二次交通対策も見据えながらやっていきたいと考えております。

○吉永和世委員 地域観光資源と地域観光資源を結ぶ、それによって人の流れが出てくるんだろうと思います。そこに、要は消費が生まれてくると思うと、今、『ONE PIECE』の事業にしても、本当そこに一部集中してるというイメージなんで、そこが大きく広がっていく、そうするために、二次交通って非常に大事なのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、37ページの上のほうのやつ、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポートということで、これは、県内の若者の採用を促すということで、非常にこれは私も応援をしている事業なんですけれども、ちょっとこれ、額面だけ見ますと、4,000万ほど昨年よりも減っているという状況で、これは、これに賛同する企業が少なくなったのか、就職する若者のニーズが減ってきてるのか、それとも県が予算がないので絞ったのか、その辺ちょっと実情を教えてくださいなと思います。

○大村商工政策課長 ただいま御質問いただきました昨年度の予算との減額分でございますが、主には基金の積立金でございます。

なぜ大きく減額されたかというのと、R6年度の当初予算を要求する段階で、年度途中の対象者というのを見込むことになるんですけれども、大体10名ぐらい見込んでたんですが、年度途中での就職者がほとんど対象とならなかったというのがあります。ですので、今年度分はそこの年度途中での就職者の対象というのをほとんど見てございません。その

部分が大きく減額されたというのと、あと、これまで対象だった方が退職等に伴って対象から外れるケースがございます。このような方については、企業からの寄付金が入ってきませんので、その分の予算を減額したというところで、計4,000万程度の減額となったというところがございますので、決して対象者が、ニーズが減ってきたとかいうわけじゃなくて、ここは毎年毎年増えていく、純増していくというふうな制度になってございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 実情分かりました。年度途中の見込みが対象にならなかったということと、途中でやっぱり対象を外れる方って結構いらっしゃるんですか。

○大村商工政策課長 はい。これまでの数値で見ますと、5名から10名程度、事情についてはちょっと個々にそれぞれあるかと思うんですけれども、退職される方がいらっしゃるというふうになってございます。

○鎌田聡委員 分かりました。離職もそれはゼロとは言えない状況はあると思いますけれども、せっかくの事業ですから、そもそも希望される企業とか人については増えてきているという状況ですから、しっかりとこの事業も育てていただきますようよろしくお願いいたします。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

お昼過ぎようとしておりますけれども、引き続き進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 はい、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第36号、第37号、第41号、第

42号、第48号、第49号、第53号から第55号まで、第70号から第74号まで、第84号、第86号、第89号及び第90号について、一括して採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第36号外17件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号外17件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託されました請第25号及び第26号を議題とします。

請第25号及び第26号については、内容が全く同じですので、執行部から一括して状況の説明をお願いいたします。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

請第25号、請第26号、「地方消費者行政に対する国の財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願について御説明いたします。

地方消費者行政に係る国の交付金のうち、市町村の消費生活相談員人件費等に活用できる推進事業分については、活用期限が定められており、平成30年度末以降、県内の市町村において、順次相談員人件費の活用期限を迎えており、一部の市町村においては、相談体制が縮小されたところもあります。

今後のことですが、令和7年度末から令和9年度末にかけて、県内の14市町村が相談員人件費の活用期限を迎えます。このことについては、当該市町村から、当自治体の予算状況から、現状の相談体制のままとはいかない、事業の廃止や相談員勤務時間の縮小をせざるを得ないなどの声をいただいているとこ

ろです。

地方消費者行政を安定的に推進させるためにも、地方消費者行政に対する国の財政措置は不可欠と考えております。

説明は以上でございます。

○西山宗孝委員長 ただいまの説明に関しまして質疑はありませんか。

○吉永和世委員 先ほど提案者の方がお見えになって、原さんだったのですかね。聞く中で、交付がもう終わってる自治体があるということだったんですけれども。その市町村の状況はどういう状況であるのかと、また、どういう対応されているのかをちょっとお聞かせいただければと思いますが。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。御質問ありがとうございます。

相談員人件費につきましては、一番最初の消費者行政活性化基金の頃からいたしますと、県内で41市町村において活用されておりました。

で、令和5年度までに、実は活用期限が終了した自治体が24自治体と、令和6年度末に終了いたします自治体が3自治体ございます。

終了した自治体では、自主財源の対応を余儀なくされておまして、そのような中、例えば、複数の自治体と広域連携を行うことで、その終了した自治体における相談員配置をやめるとか、日数を少なくするなどの対応をされたり、配置相談員数を減少したりする対応をせざるを得なかった自治体さんがございます。

で、そのような市町村さんの状況を、県といたしましても、いろいろなお声を県のほうに市町村からいただいております。国の施策等に関する提案ということで、政府に対して要望しております。

令和6年11月の下期にも、地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対する恒久的な財源措置をお願いしたい等々の政府要望を行いまして、これは、消費者庁に直接執行部のほうで行きまして、要望を行ったところでございます。

また、今回のこの話というのは、もう全国的にも同じようなお話が出ていることから、全国知事会の政府要望、また、市町村におきましては、全国市長会とか全国町村会の提案、要望等を通して要望を出されているところでございます。

また、様々な団体さんにおいても、今ずっと動きをしていただいております、日本弁護士会連合会では、この3月から4月にかけて、単位弁護士会に対して、全国的に意見書を提出するよう呼びかけられておりますし、この3月には、日本司法書士会連合会さんが意見書を出されると聞いております。また、全国の適格消費者団体との連名で、3月に意見書を提出されたというように聞いております。

そのような動きになっております。

○吉永和世委員 はい、分かりました。

全国的問題という形で、今、各市町村においても、県においても、そういった動きはされてるということなんで、非常に大きな問題だというふうに認識しておりますので、ぜひ、これは採択に向けて……。

○西山宗孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第25号及び第26号については、いかがいたしましょうか。

先ほど採択という御意見が出ましたけれども、採択という意見がありますので、採択についてお諮りをいたします。

請第25号、第26号を採択することについて御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、請第25号及び第26号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第25号及び第26号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について、事務局から配付をさせます。

（意見書案配付）

○西山宗孝委員長 ただいま配付いたしました意見書案は、請願の趣旨を踏まえたものでありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 請願の趣旨に沿った案でございます。

御異議なしと認め、この意見書案により、議長宛てに提出することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

委員会報告資料①を御覧ください。

熊本県地下水保全推進本部についてでござ

います。

当本部は、昨年5月と11月に続き、先月27日に第3回本部会議を開催しました。

本日は、この第3回本部会議の概要を御説明します。

会議では、1ページ中央の3、第3回推進本部会議の概要の報告事項2に記載しております計14項目について、第2回会議以降の取組状況と令和7年度の取組予定を報告しました。

資料中央下、地下水量の保全の(1)は、昨年12月26日から、県ホームページ上での地下水位リアルタイム配信をセミコンテクノパークと熊本市の水前寺の観測井戸2か所で運用を開始しました。

今月中にもう1か所追加し、来年度は、新たに4か所で開始する予定です。

次の(2)は、くまもと地下水財団による冬期湛水地域が増加しており、水循環型営農推進協議会でも冬期湛水を開始しました。令和7年度も取組を継続する予定です。

(3)は、報告事項⑥で御説明しますので省略します。

(4)は、大規模取水等による地下水位への影響シミュレーションを実施しており、別途、熊本地域の水収支についても今月中に取りまとめ、その後、学識経験者の意見も伺った上で結果公表する予定です。

それらを踏まえ、来年度、令和7年度に、熊本地域地下水総合保全管理計画を策定する予定です。

裏面をお願いします。

(5)は、阿蘇地域の草原等が水源涵養に果たす役割に着目し、企業や自治体などの流域受益者が草原等を維持する活動を支援する新たな仕組みの構築に向け、令和7年度上期の草原での先行支援受付開始を目標に、関係機関との調整等を行っています。

(6)は、調整池を活用した人工涵養について、事業化の判断に必要な可能性調査を実施

しています。令和7年度も調査を継続する予定です。

(7)は、庁内プロジェクトチームにおいて、再生水の本県での導入可能性を検討しており、令和7年度も引き続き検討してまいります。

(8)は、セミコンテクノパーク周辺道路の多車線化等の整備の際、路面に降った雨水を可能な限り地下に浸透させる排水計画を検討中です。令和7年度は、排水施設の構造や配置を定め、整備を推進する予定です。

次に、河川を含む地下水質の保全です。

(9)は、報告事項②で御説明しますので省略します。

(10)硝酸性窒素対策は、今月中に熊本地域における第2期削減計画を策定予定で、令和7年度は、市町村の個別計画策定を支援してまいります。

(11)法令等規制物質の水質測定結果は、河川と地下水について速報値の公表を開始し、下水放流水についても調査結果の経年変化をグラフにより可視化し、県ホームページ掲載を開始しました。令和7年度も、情報発信をさらに強化する予定です。

(12)特定公共下水道の整備に向け、今年度内に都市計画決定の上、事業に着手する予定です。令和7年度以降、処理場や管路の測量及び設計、用地取得、工事等を予定しています。

(13)規制外物質の環境モニタリングは、JAS M第1工場の本格稼働前後の変化を確認していきます。調査結果は、今月末開催予定の専門家委員会の意見を添えて公表する予定です。令和7年度も、定期的なモニタリングを継続する予定です。

(14)動画やパンフレット等を活用し、地下水保全に関する情報発信を行っており、令和7年度も、新たなショート動画を制作する予定としております。

第3回本部会議の概要は以上です。

なお、先月の本部会議開催に当たり、委員の皆様にご提供しました会議資料は、県ホームページにも掲載しております。

環境政策課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

報告資料②をお願いいたします。

有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)調査についてでございます。

まず、環境及び水道に関しまして、環境保全課から説明いたします。

1、地下水及び河川の環境調査では、関係機関が連携し、令和6年度までに全市町村の地下水と主要河川最下流の全環境基準点を調査しております。

熊本市以外の地域での県の調査では、これまで、50ナノグラム・パー・リットルの指針値超過はございません。

令和7年度の調査で、県の常時監視対象全ての定点の環境調査を完了する予定です。

また、新たに自動前処理装置を導入しまして、分析体制を強化する予定でございます。

次に、2、水道における水質検査の実施状況でございますが、国の全国調査がありました令和6年9月末時点で、県内の水道事業者等313事業者等のうち、134事業者等が検査を実施しております。また、市町村等の公営水道事業者では、令和6年12月末時点で、計44事業者のうち35事業者は検査が完了しております。

県では、引き続き、3月末までの検査実施状況について、フォローアップの調査を実施しております。令和7年度は、県が実施する水道未普及地域の飲用井戸等150か所で行う衛生検査の検査項目にPFOS、PFOAを追加いたします。

裏面をお願いいたします。

PFOS、PFOA調査において、目標値を超過した事案への対応状況でございます。

水道での超過事案ですが、今年1月、宇城市の簡易水道の水源及び給水栓で、目標値50ナノグラム・パー・リットルの超過が判明しました。同市において超過判明後直ちに当該水源の使用を中止し、企業団からの受水へ切り替えております。

国の手引に沿って、半径500メートル程度の範囲にある井戸の追加調査を行ったところ、目標値の超過はなく、現在、原因究明に向けた取組を継続しております。

(2)廃棄物最終処分場につきましては、循環社会推進課から御報告いたします。

環境保全課は以上です。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

引き続き、(2)廃棄物最終処分場の調査結果について御報告いたします。

県管轄の産業廃棄物最終処分場及び市町村等が管理する一般廃棄物最終処分場の調査結果において、産廃は3施設、一廃は1施設の監視井戸で指針値を超過しました。

地下水保全推進本部会議以降、一廃施設周辺での追加調査の結果が判明し、最終的には14井戸で目標値を超過し、その濃度は、1リッター当たり約70～660ナノグラムでございました。

ただし、最終処分場により近い周辺井戸での目標値超過はなく、また、イオン成分分析等の結果、処分場の浸出水とは水質が大きく異なるため、浸出水の漏えいによるものではないと判断されました。

結論として、産廃及び一廃ともに、最終処分場からの水による周辺環境への影響は見られませんでした。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

報告資料③、第6次熊本県食の安全安心推

進計画の策定について御説明します。

まず、計画の策定の趣旨につきましては、食の安全、安心の確保に関する施策を総合的、計画的に推進するため、食の安全安心推進条例に基づき策定するもので、平成18年の第1次計画以来5回目の改定となります。

計画期間は、令和7年度からの4年間としております。

改定のポイントとしましては、第5次計画の内容に、新たな課題や総合戦略を踏まえ、追加修正等を行ったものです。

次に、施策の体系としましては、生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保をはじめ、資料記載の4項目を基本的施策としており、詳細は資料裏面に記載しているところであります。

また、進行管理につきましては、知事を長とする庁内の対策会議及び有識者や関係団体で構成する県民会議において行うこととしております。

くらしの安全推進課は以上です。

○早田人権同和政策課長 報告資料④をお願いします。

熊本県人権教育・啓発基本計画の第5次改定について御説明します。

A4資料をお願いします。

この計画は、平成16年に策定し、今回第5次の改定となります。

2、改定の方向性です。

全体の構成は、計画の継続性の観点から、現在の4次改定版に準じています。

現計画では、人権の重要課題として、女性の人権や子供の人権など、13項目を上げていますが、社会情勢の変化に伴い、この項目などを見直しました。下に表で示しております。

性的指向・性自認に関する人権については、これまで様々な人権課題の一つとしていましたが、今回、個別の重要課題として取り

上げ、施策等を明示しました。

また、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方々の人権について、新たに様々な人権課題として追加いたしました。

裏面をお願いします。

基本理念については、「一緒につくろう！一人一人を大切に作る熊本」としています。

また、今年度実施した人権に関する県民意識調査の結果なども記載しております。

3、「人権の重要課題と取組の方向性」における主な変更点です。

こどもの人権では、「こどもまんなか熊本」の実現に向けて、取組を充実させることなどを記載しています。

部落差別(同和問題)では、人権に関する県民意識調査で、条例を知らないという回答が42%であったことなどを踏まえ、人権教育、啓発をさらに推進していくことなどを記載しています。

インターネットによる人権侵害では、SNSの大手事業者に対し、投稿の削除申請の窓口整備などを義務づけた情報流通プラットフォーム対処法などについて追記しております。

性的指向・性自認に関する人権では、LGBT理解増進法の施行や、主な施策として、性の多様性に関する理解と認識を深めるための啓発、研修や相談体制の充実について取り組んでいくことを記載しました。

また、旧優生保護法に関する人権については、これまでの経緯や優生手術を受けられた方々への補償に関する対応などについて記載しています。

次に、計画期間ですが、令和7年度から令和10年度までの4年間としています。

最後に、改定スケジュールを記しております。

これまで、関係各課や有識者の委員会での協議などを複数回行ってまいりました。

次のA3資料は、第5次改定の骨子になり

ます。

基本理念や人権の重要課題、計画の推進体制など、5つの章立てで構成しています。

人権同和政策課は以上です。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

報告資料⑤をお願いいたします。

くまもとサイエンスパーク推進ビジョンの策定について御報告いたします。

資料左側のこれまでの取組状況等を御覧ください。

T SMCの進出による環境変化をチャンスと捉え、空港周辺地域の活性化に向け、令和5年度に新大空港構想が策定されました。

その構想の柱の一つに掲げる産業集積・産業力強化を実現するため、昨年4月に熊本県産業集積・産業力強化検討会議を立ち上げ、半導体企業や企業が集積する周辺の市町村、さらには、有識者を委員として、意見交換を行ってまいりました。

なお、検討会議の事務局は、公募を経て、台湾で工業技術研究院や陽明交通大学と連携協定を締結し、九州におけるサイエンスパークの実現に向け活動をしている三井不動産へ委託をしております。

資料の右側をお願いします。

T SMCの進出を契機に再生する半導体産業を中心に、産業の集積強化を進める上で参考となるのは台湾のサイエンスパークであり、台湾の実情を踏まえながら、熊本版サイエンスパークの方向性等について検討を進めてまいりました。

具体的には、上から3つ目以降に記載しておりますが、本県のサイエンスパークとしては、一団のまとまった土地ではなく、複数の拠点で必要な機能分担、連携していく分散型であること、産業集積はもちろんのこと、生活環境の充実の面からも、拠点整備を進めることに加え、理想的な産学連携や人材育成の

在り方、交通などの関連インフラの充実、農業や環境への配慮などについても議論を行っております。

また、産業インフラなどの整備状況を踏まえつつ、サイエンスパークの県内、九州内への展開といった将来的な展望についても整理を行っているところでございます。

現在、委員等関係者の意見を踏まえ、最終の詰めを行っているところでございます。

くまもとサイエンスパーク推進ビジョンとして、3月末までに策定、公表する方向で調整中でございます。

企業立地課は以上でございます。

○馬場総務経営課長 企業局総務経営課でございます。

報告資料⑥をお願いいたします。

県議会9月定例会において、新規工業用水道事業の内容やスケジュールについて御報告いたしました。その後、浄水場の運営手法及び用地取得について進捗がございましたので御報告いたします。

1ページをお願いいたします。

今回新たにお示しする内容といたしまして、下段(2)に浄水場の運営について記載しております。

水分野の公共施設を対象とする新しい官民連携方式であるウォーターPPPを導入し、長期契約に基づき、民間のノウハウを積極的に活用してまいることとしております。

2ページの整備イメージに変更はございませんので、説明は割愛いたします。

3ページをお願いいたします。

こちらも9月定例会で御報告しました整備内容等でございますが、前回、浄水場候補地のエリアとしてお示ししておりましたが、建設地が確定いたしましたので、右側地図の上部に明示しております。

菊池市旭志新明の約3ヘクタールの土地について、先日地権者と契約を締結いたしました。

た。本年中の用地引渡しを予定してございます。

4ページは、今後のスケジュールでございます。

こちらにも前回御報告の資料でございますが、新たな内容として、上段3行目に今月の用地取得契約を、中ほどの表の上段、浄水場用地取得におきまして、用地引渡しの時期をそれぞれ追記しております。

表の中段、施設整備スケジュールに変更はなく、今年度実施の基本設計を踏まえて、来年度詳細設計、その後工事着工の予定でございます。

最下段は、浄水場運営に係るウォーターP P P導入の今後のスケジュールでございます。

事業者選定の前提となる実施方針の策定見通しを今年度末に公表した上で、令和8年度の実施方針等の公表、令和9年度の契約締結を予定しております。

説明は以上でございます。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 ナンバー⑥です。

新たな工業用水の進捗状況ということで今御報告をいただきまして、令和9年度に向けて今取組が進められているということでございますけれども、工業用水道事業は、これまでも非常に大きな赤字を出している事業ですけれども、今回もこの150億の事業費でやって、心配していますのが、給水先というか、企業がちゃんと買ってくれるのかどうか、今は地下水取ればただなんですよ。それをあえて、これができたからといって、この工業用水を確実に利用してもらえるかどうかという、その辺の見込みをちょっと教えて

いただきたい。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

資料1ページにありますとおり、この新規工業用水道事業につきましては、地下水保全3原則の1つ、他の水源利用の推進として進めているものでございます。

今対象の企業とも継続して協議を行っておりますけれども、こうした地下水保全の観点等々も御説明させていただいておりますが、使用につきましては、前向きに御検討いただいておりますけれども、料金ですとか、水質等、諸条件ございますので、現在そちらを協議させていただいているという状況でございます。

○鎌田聡委員 非常に私は心配しています。やっぱりその水質とか、それは多分きれいにして使えるようにすると思いますけれども、今ただなのに、今度金払ってまで買うのかどうなのか。地下水を守らないかぬという思いが前提にきちんとあればいいんです、企業さんに。そういうところをしっかりと、やっぱり確約までいきませんが、そういうものがなければ、やっぱりこれだけの莫大なお金を使って水引いて、利用が見込めないということにならないように、そこをもう少し何か詰めができないんですかね。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

地下水保全というところの観点が中心になりますけれども、企業名出しますとあれですけれども、J A S Mさん、台湾等々で再生水等も活用されてらっしゃいますし、水に対する意識も高くていらっしゃいますので、引き続き、粘り強く協議を続けてまいりたいと思っております。

○鎌田聡委員 今の段階ではそういうふうには
しか言えないと思いますけれども、これはも
う本当に莫大な税金を使いますし、やっぱり
地下水を守らなんという県民の強い思いから
このような事業になってるはずですから、必
ずやっぱり引いたらこの水を使ってもらふと
いうことで、そこは強く押し込んでいただき
ますように、これから協議も強く臨んでいた
だきますように、それはお願いしときます。

○深川企業局長 企業局長でございます。

私のほうで少し補足させていただきます。

私も現地に行きまして、現場の代表の方た
ちともお話をさせていただいております。

その中でよく聞く話が、皆さん地下水はも
ちろん使われるんですが、地下水1本もやは
り、すごくリスクがあると。リスク回避的
に、複数の水の取得経路は確保しておきたい
という意向はございます。ですので、地下水
だけ、工業用水だけではなくて、幾つもの選
択肢をあらかじめ持っておく、これが企業経
営、半導体製造においてはとても重要だとい
うことをおっしゃってますので、工業用水に
ついては、必ずや、そういった方たちに給水
できるものというふうに考えておるところで
ございます。

以上です。

○鎌田聡委員 そういう思いで多分有明工業
用水も八代工業用水も苓北工業用水も造られ
たと思います。ただ、結果として、今非常に
赤字を出しているという状況ですから、こう
ならないように、ぜひ、しっかりと取り組ん
でいただきますようお願いしときます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 番号で言うと①番ですか
ね。

T SMCの進出によって、非常に水という

ふうなところに注目が集まってきたわけでござ
います。先ほど地下水の話も出てましたが、水、
要は排水イコール海というところまで、非常
に幅広いところまで関係していくようになった
ということで、台湾とはちょっと排出基準も違
いますし、いろんな部分で課題があるわけでござ
います。今回、それを学びながら、熊本版と言
いましょうか、そういったチェックして公表す
るみたいな、そういったシステムもつくられて
きたわけですから、ある意味熊本版で今スタート
した段階でありますけれども、ただ、やはり
その不安を感じてらっしゃる方々等もいらっ
しゃるわけなので、これから、今もう第1工
場稼動したわけで、特にまた不安を持たれる
方も出てくるんだろうと思いますが、その不安
解消に向けて、やっぱり県としてやっていく
べきことがあるんだろうというふうに思います
ので、そこら辺、ぜひ部長のほうに答弁
いただければと思います。

○小原環境生活部長 環境生活部長でござい
ます。御質問ありがとうございます。

先ほど資料のほうで御説明させていただきました
とおり、地下水については、T SMC
の熊本進出を機会に、いろんな御不安の声が
我々のほうにも寄せられておりました。

それを踏まえまして、今回説明させていただ
いたような取組、水質を守る、地下水の量
を守るということでのいろんな取組をさせて
いただいております。

中には、全国的にも例のないような先進的
な取組をさせていただいておりますし、住民
の皆様に分かっていただくように、見える化
ということで、地下水のリアルタイムである
とか、水質の調査結果をなるべく早期にホーム
ページで公表するというようなこともさせて
いただいております。

基本的にはホームページ等に載せておりま
すので、それをより多くの県民の方々に見て

いただきたいと思いますし、そういうことを載せているということ自体を県民の皆様方にお知らせするというのも我々の役割としてあると思っています。

先ほど御説明させていただきました2ページの(14)番のところで、情報発信ということで書かせていただいております。

こういった取組、県で実際やっている取組、これを知っていただく、もしくは科学的な調査の結果の数値、それを県民の方々に知っていただく、そのことによって、不安を少しでも解消していただけるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 県民の方々の不安がやっぱり少しでも減っていくように、そういった対応をしっかりと継続して、よろしく願いたいと思います。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和6年度経済環境常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度、当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主なものを取り上げ、3月に県議会のホームページに公表するものです。

項目の選定等については、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、6項目の取組を掲げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査

検討等を行っておられますが、ここに掲げた6項目は、具体的な取組が進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして、何か御意見、委員さんございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、この案でホームページに掲載したいと思っております。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ありませんか。なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして第6回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時40分閉会

○西山宗孝委員長 なお、本年3月末をもって役職定年される方が、本日7名出席されております。

7名の方々にお1人ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、お1人ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

最初に、小原環境生活部長からお願いします。

（小原環境生活部長～宮崎販路拡大ビジネス課長の順に挨拶）

○西山宗孝委員長 お疲れでございました。

なお、本年度最後の委員会でございますので、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

す。

この1年間、城戸副委員長をはじめ、各委員の先生方の御協力をいただきながら、委員会活動を進めてまいりました。

委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸課題につきまして、終始御熱心な審議をいただき、ありがとうございました。

また、各部局長をはじめ、執行部の皆様におかれましても、丁寧な説明と答弁をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、先ほど御退職の方々の御挨拶をいただきましたけれども、本当にこの間、激動であったり、変革であったり、たくさんの熊本のアクションが行われたその礎、現場を治めた方々ばかりだろうと思います。

長きにわたる県政に御尽力賜ったことに対して、改めてお礼を申し上げます。

引き続き、まだまだ現役さながらの方ばかりでございますので、県政発展のために御尽力を賜ればと思います。

最後になりましたが、各委員並びに執行部の皆さんがますます御健勝と御活躍をされますことを祈念申し上げまして、挨拶とします。

大変お世話になりました。（拍手）

続いて、副委員長のほうからも一言御挨拶をお願いします。

○城戸淳副委員長 それでは、一言御挨拶申し上げます。

この1年間、西山委員長の下、委員会運営に努めてまいりました。

委員の皆様には、本当にいろんな御指導を受けながら、そしてスムーズな委員会運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。

また、執行部の皆様には、本当に丁寧な説明、そして、いろんな意味で真摯に対応していただき、本当にありがとうございました。

特にやはり、先ほど観光文化部長からあり

ましたように、台湾に行ったときは、本当に皆さんといろんな意見をしながら、この熊本のTSMCの問題、これを本当にこれからまた前に進めていくという、そういうきっかけにもなったと思っています。

本当にこの委員会でいろんなことを議論しましたけれども、今回、7名の退職の皆様には本当にお疲れさまでございました。そしてまた、県民の一員として、いろいろ御指導を賜ればありがたいなと思っているところでございます。

最後に、執行部の皆様、そして委員の皆様も、この委員会で議論されたことを、経済環境分野として、これを位置づけて、発展のために御尽力いただければなと思っています。

本当に1年間ありがとうございました。お疲れさまでした。（拍手）

○西山宗孝委員長 以上で終了します。

午後0時51分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長

